九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第8巻 : 資料編 I

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1448763

出版情報：九州大学百年史. 8, 2014-05-30. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

第六章　大正・昭和初期の学生生活と学生運動

第一節　学友会の創立

二二〇　九州帝国大学運動会規則

（『九州帝国大学一覧』従大正元年至大正二年）

九州帝国大学運動会規則

第壱章　総　則

第一条　本会ハ九州帝国大学運動会ト称ス

第二条　本会ハ会員ノ身体ヲ強健ニシ心神ヲ修養スルヲ以テ目的トス

第三条　本会ノ事務所ハ之ヲ九州帝国大学内ニ置ク

第四条　九州帝国大学職員、学生、卒業生及元福岡医科大学卒業生ヲ以テ会員トス

第五条　他ノ帝国大学卒業生ニシテ本会ニ加入ヲ希望スル者ハ特ニ会員タルコトヲ得

第六条　前条ノ外九州帝国大学又ハ元福岡医科大学ニ縁故アル者ハ会長ニ於テ特ニ会員ニ推薦スルコトアルヘシ

第七条　会員ニシテ本会ノ体面ヲ汚ス行為アリタルトキハ会長ハ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第二章　会　員

第八条　会員ヲ分チテ左ノ五種トス

一、名誉会員

二、特別会員

三、正　会　員

四、終身会員

五、賛助会員

第九条　第六条ニ依リ推薦シタル者ヲ名誉会員トス

第十条　九州帝国大学総長、教授、助教授、事務官、学生監、薬局長、技師、講師及相当待遇職員ヲ特別会員トス

第十一条　九州帝国大学学生及選科生ヲ正会員トス

第十二条　九州帝国大学及元福岡医科大学卒業生ヲ終身会員トス

第十三条　第十条及第十二条ニ該当セサル九州帝国大学職員ニシテ本会ノ事業ヲ翼賛スル者及第五条ニ該当スル者ヲ賛助会員トス

第三章　役　員

第十四条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会　長

副会長

部　長
主　事
幹　事
委　員

第十五条　九州帝国大学総長ヲ会長トス
第十六条　会長ハ本会一切ノ業務ヲ統轄ス
第十七条　九州帝国大学分科大学長ヲ副会長トス
第十八条　副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ之ヲ代理ス
第十九条　各部ニ部長一名ヲ置キ特別会員中ヨリ会長之ヲ選定ス
第二十条　部長ハ各其部属ノ事業ヲ指揮監督ス
第二十一条　事務官及学生監ヲ主事トス
第二十二条　主事ハ会長ヲ補ケテ常務ヲ処理ス
第二十三条　幹事ハ各分科大学ヨリ六名ツヽ選出ス
第二十四条　幹事ハ会長ヲ補ケテ本会ノ業務ヲ執行ス
第二十五条　委員ハ正会員ノ中ヨリ各分科大学ニ於テ同数ヲ選出ス
　但シ委員ノ数ハ別ニ之ヲ定ム
第二十六条　委員ハ所属部長ノ指揮ヲ承ケ其部ノ業務ヲ執行ス
第二十七条　幹事及委員ノ選出方法ハ各分科大学ニ於テ之ヲ定ム但シ幹事及委員ハ兼任スルコトヲ得
第二十八条　幹事及委員ノ任期ハ各一箇年トス但シ後任者就任ノ時マテハ満期後ト雖モ引続キ其職務ヲ行フヘキモノトス
補欠ノ場合ニ於ケル後任者ノ任期ハ前任者ノ残任期トス
第二十九条　本会ニ関スル事務ヲ処理スル為メ庶務掛ヲ置ク
第三十条　庶務掛員ハ会員中ヨリ会長之ヲ選定ス
第三十一条　庶務掛ハ主事監督ノ下ニ文書ノ調理金銭ノ出納及器具物品保管ノコトヲ掌ル
第三十二条　庶務掛ハ会長ノ旨ヲ承ケテ毎年九月適当ノ形式ニ於テ事務及会計報告ヲ為ス

第四章　常議会

第三十三条　会長ハ必要ニ応シ常議会ヲ召集ス
議案ハ其都度予メ之ヲ通知スルモノトス但シ緊急ヲ要スルモノニシテ出席員ノ四分ノ三以上ノ賛成ヲ得タルトキハ直ニ議題トナスコトヲ得
第三十四条　常議会ハ本会役員ヲ以テ組織ス
第三十五条　常議会ノ決議ハ出席役員ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス但シ可否同数ナルトキハ会長之ヲ決ス
第三十六条　常議会ハ役員二分ノ一以上出席スルニアラサレハ開クコトヲ得ス
第三十七条　会員ハ五十名以上ノ賛成者ヲ得テ議案ヲ提出スルコトヲ得

第五章　部

第三十八条　本会ニ左ノ部ヲ置ク

一、剣道部
二、柔道部
三、弓術部
四、水泳部
五、短艇部
六、球技部

第三十九条　部ニ属スル事業ハ部長ヨリ会長ニ報告シ随時之ヲ執行ス

第四十条　各部ニ於テ事業執行ニ関スル細則ヲ制定セントスルトキハ予メ会長ノ認可ヲ受クヘシ

第四十一条　各部ニ属スル器具物品ハ部長之ヲ保管ス

第六章　会　計

第四十二条　本会ノ経費ハ会員ノ醵金ヲ以テ之ヲ支弁ス

第四十三条　会員ノ醵金額左ノ如シ

一、特別会員ハ俸給月額二百五十分ノ一ヲ毎月醵出スルモノトス
二、終身会員及正会員ハ一箇年金弐円
三、賛助会員ハ壱箇年金壱円

第四十四条　前条第二項以下ノ分ハ三回ニ分チテ随時之ヲ徴収ス
但シ正会員ノ会費ハ授業料ト同時ニ徴収スルモノトス

第四十五条　終身会員ニシテ一時ニ金五円以上ヲ納付シタル者ハ爾後会費ヲ納ムルヲ要セス

第四十六条　正会員ニシテ新ニ入会スルモノハ入会金トシテ金弐円ヲ納付スヘシ

第四十七条　本会ノ事業年度ハ毎年九月十一日ニ初マリ翌年九月十日ニ終ルモノトス

第四十八条　部長ハ其部次年度ノ費用ヲ予算シ毎年五月末日迄ニ会長ニ差出スヘシ

第四十九条　主事ハ其主管ニ属スル次年度ノ費用ヲ予算シ毎年五月末日迄ニ会長ニ差出スヘシ

第五十条　幹部ハ春秋二季ノ競技大会ニ要スル費用ヲ予算シ毎年五月末日迄ニ会長ニ差出スヘシ

第五十一条　会長ハ必要ニ応シ次年度予算会議開会前予算査定会ヲ開クコトアルヘシ其会員左ノ如シ

各部部長
主　事
幹　事　一名
各部委員　各一名

第五十二条　費用ハ部長若クハ幹事ノ捺印シタル債権者ノ請求書アルニアラサレハ支払ヲ為スヘカラス

第七章　競技大会

第五十三条　毎年春季ニ於テ短艇競技大会秋季ニ於テ陸上運動競技大会ヲ開ク其時期ハ会長之ヲ定ム

第五十四条　競技大会ニ関スル事ハ別ニ之ヲ定ム
第五十五条　競技大会ニ関スル器具物品ハ幹事之ヲ保管ス

第八章　選　挙

第五十六条　毎年五月（一日ヨリ十五日マデ）ニ於テ次年度ノ幹事及委員ノ選挙ヲ行フ
第五十七条　幹事及委員ニ当選シタルモノハ猥リニ辞任スルコトヲ得ス
第五十八条　選挙ニ関スル事務ハ其都度会長掛員ヲ命シテ之ヲ取扱ハシム

二二一　九州帝国大学学友会規則

（『九州帝国大学時報』第四号附録　一九二四（大正一三）年四月二一日）

九州帝国大学学友会規則

第一章　総　則

第一条　本会ハ九州帝国大学学友会ト称ス
第二条　本会ハ会員ノ親睦ヲ図リ身心ヲ陶冶スルヲ以テ目的トス
第三条　本会ノ事務所ハ之ヲ九州帝国大学内ニ置ク
第四条　九州帝国大学職員、学生、生徒、卒業生及元福岡医科大学卒業生ヲ以テ会員トス
第五条　前条ノ外九州帝国大学又ハ元福岡医科大学ニ縁故アル者ハ会長ニ於テ特ニ会員ニ推薦スルコトアルヘシ
第六条　会員ニシテ本会ノ体面ヲ汚ス行為アリタルトキハ会長ハ之ヲ除名ス

第二章　会　員

第七条　会員ヲ分チテ左ノ四種トス
一、名誉会員
二、特別会員
三、正　会　員
四、準　会　員
第八条　第五条ニ依リ推薦シタル者ヲ名誉会員トス
第九条　九州帝国大学総長、教授、助教授、事務官、薬局長、技師、講師及相当待遇職員ヲ特別会員トス
第十条　九州帝国大学々生、九州帝国大学及元福岡医科大学卒業生ヲ正会員トス
第十一条　第九条ニ該当セサル九州帝国大学職員及生徒ニシテ本会ニ入会ヲ申出テタル者ヲ準会員トス

第三章　役　員

第十二条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク
会　長
副会長
部　長

主　事
幹　事
委　員

第十三条　九州帝国大学総長ヲ会長トス
第十四条　会長ハ本会一切ノ業務ヲ統轄ス
第十五条　九州帝国大学学部長ヲ副会長トス
第十六条　副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ之ヲ代理ス
第十七条　各部ニ部長一名ヲ置キ特別会員中ヨリ会長之ヲ選定ス
第十八条　部長ハ各其部属ノ事業ヲ指揮監督ス
第十九条　会計課長及学生監ヲ主事トス
第二十条　主事ハ会長ヲ補ケテ常務ヲ処理ス
第二十一条　幹事ハ各学部ヨリ三名ツヽヲ選出ス
第二十二条　幹事ハ会長ヲ補ケテ本会ノ業務ヲ執行ス
第二十三条　各部委員ハ正会員ノ中ヨリ各学部ニ於テ二名ツヽヲ選出ス
第二十四条　委員ハ所属部長ノ指揮ヲ承ケ其部ノ業務ヲ執行ス
第二十五条　幹事及委員ノ選出方法ハ各学部ニ於テ之ヲ定ム
第二十六条　幹事及委員ノ任期ハ各一箇年トス但シ後任者就任ノ時迄ハ満期後ト雖モ引続キ其職務ヲ行フヘキモノトス
補欠ノ場合ニ於ケル後任者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス
第二十七条　本会ニ関スル事務ヲ処理スル為メ庶務掛ヲ置ク
第二十八条　庶務掛員ハ会員中ヨリ会長之ヲ選定ス
第二十九条　庶務掛ハ主事監督ノ下ニ文書ノ調理、金銭ノ出納及物品保管ノコトヲ掌ル
第三十条　庶務掛ハ会長ノ旨ヲ承ケテ毎年六月適当ノ形式ニ於テ事務及会計報告ヲナス

第四章　役員会

第三十一条　役員会ハ本会役員ヲ以テ組織ス
第三十二条　会長ハ必要ニ応シ役員会ヲ召集ス
議案ハ其都度予メ之ヲ通知スルモノトス但シ緊急ヲ要スルモノニシテ出席員ノ四分ノ三以上ノ賛成ヲ得タルトキハ直チニ議題トナスコトヲ得
第三十三条　役員会ハ役員ノ二分ノ一以上出席スルニアラサレハ開クコトヲ得ス
但シ定数ニ充タサルトキト雖モ各部ヨリ委員一名以上出席アリシ場合ニ於テハ仮決議ヲナスコトヲ得此ノ仮決議ハ直チニ役員ニ通知シ一週間後ニ至ルモ其ノ四分ノ一以上ノ異議者ナキトキハ本決議トス
第三十四条　役員会ノ決議ハ出席役員ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス但シ可否同数ナルトキハ会長之ヲ決ス
第三十五条　会員ハ五十名以上ノ賛成者ヲ得テ議案ヲ提出スルコトヲ得

第五章　常議会

第三十六条　常議会ハ本会主事及幹事ヲ以テ組織ス

第三十七条　常議会ハ本会ノ向上方法ヲ研究スルヲ以テ目的トス

第三十八条　常議会ハ同会議長之ヲ召集ス

第六章　部

第三十九条　本会に左ノ部ヲ置ク

一、剣道部
二、柔道部
三、弓術部
四、水泳部
五、端艇部
六、庭球部
七、野球部
八、陸上競技部

第四十条　部ニ属スル事業ハ部長ヨリ会長ニ報告シ随時之ヲ執行ス

第四十一条　各部ニ於テ事業執行ニ関スル細則ヲ制定セントスルトキハ予メ会長ノ認可ヲ受クヘシ

第四十二条　各部ニ属スル物品ハ部長之ヲ保管ス

第七章　会　計

第四十三条　本会ノ経費ハ会員ノ会費及其他ノ収入ヨリ之ヲ支弁ス

第四十四条　会員ノ会費額ハ左ノ如シ

一、特別会員　俸給月額二百五十分ノ一ヲ毎月醵出スルモノトス
二、正　会　員　一時金拾五円
三、準　会　員　一ケ年金壱円

第四十五条　正会員トシテ新ニ入会スルモノハ入会金トシテ金五円ヲ納付スヘシ

入会金ハ基本金トシテ積ミ立ツルモノトシ基本金ヨリ生スル利子ハ基本金カ相当ノ額ニ達スル迄基本金ニ繰入レルモノトス

第四十六条　正会員ノ入会金及会費ハ入学金ト同時ニ全額ヲ徴収シ準会員ノ会費ハ毎年四月之ヲ徴収ス

第四十七条　本会ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ初マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第四十八条　部長ハ其部次年度ノ費用ヲ予算シ毎年十一月末日迄ニ会長ニ差出スヘシ

第四十九条　主事ハ其主管ニ属スル次年度ノ費用ヲ予算シ毎年十一月末日迄ニ会長ニ差出スヘシ

第五十条　会長ハ必要ニ応シ次年度予算会議開会前予算査定会ヲ開クコトアルヘシ其会員左ノ如シ

各部部長
主　事
幹　事　一名

各部委員　各一名

第五十一条　部ニ属スル費用ハ部長事務費ハ主事ノ捺印シタル債権者ノ請求書アルニアラサレハ支払ヲナスヘカラス

第八章　選　挙

第五十二条　毎年十二月一日ヨリ同十五日迄ノ間ニ於テ次年度ノ幹事及委員ノ選挙ヲ行フ

第五十三条　幹事及委員ニ当選シタル者ハ猥リニ辞任スルコトヲ得ス

第五十四条　選挙ニ関スル事務ハ其都度会長掛員ヲ命シテ之ヲ取扱ハシム

附　則

一、本規則ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二、九州帝国大学運動会規則ハ本規則施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

三、大正十三年四月以前ニ入学シタル者ノ会費ノ徴収ニ就キテハ従来ノ通リトス

四、本規則施行ノ日ヨリ終身会員ハ正会員、賛助会員ハ準会員トス

（終）

第二節　『九州大学新聞』の創刊

二二二　九大法文会創立理由書

（『九州大学新聞』第一号　一九二七（昭和二）年六月一八日）

九大法文会創立理由書

学府は社会進化の動的課程に於ける促進的一要素として存在理由を有す、故に我等が生活にありては学理の自由討究と自活的生活の訓練とは不可欠必須の条件なり、なほ此の両者は観念的には分析を許さるるも、断じて区別せらるべきものにあらず、相互に交錯し相依り相待ちて以て合一体として学府の社会的意義を構成するものなり、されば我等が日常処するの道は、あらゆる独断的偏狭を排し予断を避け対象に直面して、其の真理性を闡明し、因つて透徹せる鑑識の下に我等が生活を実践するにあり。

且つ又学部構成各員の此の目的意識の積極的自覚に待ちて、学府は特殊機能団体として、現時の社会的過渡期に其の歴史的使命を遂行し得べし。抑々我等は修学未だ半なりと雖も聊か自ら知る所あり、修養また足らずと雖も聊か自ら任ずる所あり、尚同学に対する友誼と協同連帯の精神は自律生活への希願と共に熾烈なるものあり、斯かるが故に教職員諸先輩の寛容なる庇護の下に自治的統制の下に相互扶助の機関を組織せば、研究と訓練と親睦の機縁は因りて促進せ

られ各員の研学の進歩、身心の陶冶てふ単一にして、共通なる目的は徹せられ学府の存在と学生生活の本義は充実せらるべし。

経験は我等を伝統と因習に盲従せしめんが為めのものに非ず、将来の進路開拓の努力の上に光をして投ぜらるべきものなり、既に本学学友会は我等を会員として包括するも対外的諸事情、内部諸関係の已むを得ざるものありて、各会員を設立趣旨に適合せしめて遺憾なきを期する能はざるの事態にあり、故に我等は之れに架するに本学部を基礎とする法文会を新に設立して、交誼と共同利益擁護の為め『自治協同』の標語の下に学部教職員及び学生を打つて一丸と為し緊密なる団体を組織し以て学府と学生生活を徹せしめんとするものなり。

法文会創立委員会

二二三　九州帝国大学法文学部法文会々則

（『九州大学新聞』第一号　一九二七（昭和二）年六月一八日）

九州帝国大学法文学部法文会々則

第一章　総　則

一、本会ハ九州帝国大学法文学部法文会ト称ス

二、本会ハ協同自治ノ精神ヲ以テ会員相互ノ親睦ヲ計リ心身ヲ陶冶スルヲ目的トス

三、本会ノ目的ヲ達スルタメニ総務部、共済部、学芸部及ビ体育部ヲ置ク

四、本会ノ事務所ハ之ヲ九州帝国大学法文学部、事務室ニ置ク

五、本会ノ年度ハ四月ニ初マリ翌年三月ニ終ル

第二章　会　員

六、会員ヲ分チテ左ノ四種トス

1、名誉会員、2、特別会員、

3、賛助会員、4、普通会員、

七、名誉会員ハ幹事会ニヨリ推薦セラレタルモノヲ以テス

八、特別会員ハ九州帝国大学法文学部教授、助教授及講師トス

九、賛助会員ハ左記各号ノ一ニ該当スルモノニシテ本会ノ主旨ヲ翼賛スルモノトス

一、九州帝国大学法文学部卒業生

二、同　　助手及び副手

三、同　　大学院学生

四、曾テ本学部ニ在学セル者及聴講生ニシテ幹事会ノ承認ヲ経タルモノ

一〇、普通会員ハ九州帝国大学法文学部本科並ニ専科学生トス

第三章　役　員

一一、本会ニ左ノ役員ヲ置ク

但シ役員ハ兼任スルヲ得ズ

1、会長一名、2、副会長一名

3、幹事拾名、4、委員若干

一二、会長ハ九州帝国大学法文学部長トス
会長ハ幹事会ノ議ヲ経テ本会ノ一切ノ事業ヲ統轄ス
一三、副会長ハ特別会員中ヨリ会長之ヲ選定ス
副会長ハ会長事故アルトキ之ヲ代理ス
一四、幹事ハ特別会員二名、賛助会員二名、普通会員六名トス
幹事会ハ本会ノ事務ヲ掌理ス
一五、委員ノ数ハ幹事会ニ於テ適宜之ヲ決定ス
委員ハ各部ノ事業ヲ分掌ス
一六、役員ノ任期ハ一年トス

第四章　会　議

一七、会議ヲ分チテ総会、普通会員大会及ビ役員会トス
一八、総会ハ毎年五月及一月会長之ヲ召集ス
但シ左記ノ場合ニ於テ会長臨時之ヲ召集ス
一、本会々則ノ改正変更又ハ増補ノ必要アルトキ
二、幹事会ノ合議ニヨリソノ必要ヲ認メタルトキ
三、普通会員百名以上ノ賛成ヲ経テ会議ノ目的タル事項及ビ総会召集ノ理由ヲ記載シテ開会ヲ請求シタルトキ
前項第三号ノ請求アリタルトキハ会長ハ直ニ総会ヲ召集スベシ
一九、普通会員大会ハ右ノ場合普通会員幹事ノ合議ニヨリ之ヲ召集ス
一、普通会員幹事ノ合議ニヨリソノ必要ヲ認メタルトキ
二、普通会員百名以上ノ賛成ヲ経テ会議ノ目的タル事項及ビ其ノ召集ノ理由ヲ記載シテ請求アリタルトキ
前項第二号ノ請求アリタルトキハ普通会員幹事ハ直ニ大会ヲ召集スベシ
二〇、前二条ノ会議ニ於テ出席会員百五十名ニ充タザリシ場合ノ決議ハ一週間以内ニ百名以上ノ異議申立アリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ
二一、前条ノ規定ニヨリ会議ノ決議其ノ効力ヲ失ヒタルトキハ会長若クハ普通会員幹事ハ直チニ再会議ヲ召集スベシ
二二、役員会ハ之ヲ分チテ役員総会ト幹事会トス
二三、役員総会ハ会長、幹事、及委員ヲ以テ組織シ、会長之ヲ召集ス
二四、幹事会ハ会長及ビ幹事ヲ以テ組織シ会長之ヲ召集ス
二五、幹事会ハ事業年度ノ初メニ於テ各部ノ提出セル予算案ヲ審査シ役員総会ハ之ヲ決定ス

（以下省略）

【参考】九大法文会々則

（『九州帝国大学法文学部学生便覧』昭和四年四月）

九大法文会々則

第一章　総　　則

一、本会ハ九大法文会ト称ス
二、本会ハ協同自治ノ精神ヲ以テ会員相互ノ親睦ヲ計リ心身ヲ陶冶スルヲ目的トス
三、本会ノ目的ヲ達スルタメニ幹事会、新聞部、共済部、学芸部及ヒ体育部ヲ置ク
四、本会ノ事務所ハ之ヲ九州帝国大学法文学部、事務室ニ置ク
五、本会ノ年度ハ四月ニ初マリ翌年三月ニ終ル

第二章　会　　員

六、会員ヲ分チテ左ノ四種トス
1．名誉会員、　2．特別会員、　3．賛助会員、　4．普通会員
七、名誉会員ハ幹事会ニヨリ推薦セラレタルモノヲ以テス
八、特別会員ハ九州帝国大学法文学部教授、助教授及講師トス
九、賛助会員ハ左記各号ノ一ニ該当スルモノニシテ本会ノ主旨ヲ翼賛スルモノトス
一、九州帝国大学法文学部卒業生
二、同　　助手及ビ副手
三、同　　大学院学生
四、曾テ本学部ニ在学セル者及聴講生ニシテ幹事会ノ承認ヲ経タルモノ
一〇、普通会員ハ九州帝国大学法文学部学生及選科生トス

第三章　役　　員

一一、本会ニ左ノ役員ヲ置ク　但シ役員ハ兼任スルヲ得ス
1．会長一名、　2．副会長一名、　3．幹事拾名、　4．委員若干名
一二、会長ハ九州帝国大学法文学部長トス
会長ハ幹事会ノ議ヲ経テ本会一切ノ事業ヲ統轄ス
一三、副会長ハ特別会員中ヨリ会長之ヲ選定ス
副会長ハ会長事故アルトキ之ヲ代理ス
一四、幹事ハ特別会員二名、賛助会員二名、普通会員六名トス
幹事ハ幹事会ノ事務ヲ執行ス
一五、委員ノ数ハ幹事会ニ於テ適宜之ヲ決定ス
委員ハ当該部ノ事務ヲ執行ス
一六、役員ノ任期ハ一年トス

第四章　会　　議

一七、会議ヲ分チテ総会、普通会員大会及ヒ役員会トス
一八、総会ハ毎年五月及一月会長之ヲ召集ス
但シ左記ノ場合ニ於テ会長臨時之ヲ召集ス
一、本会々則ノ改正変更又ハ増補ノ必要アルトキ
二、幹事会ノ合議ニヨリソノ必要ヲ認メタルトキ
三、普通会員百名以上ノ賛成ヲ経テ会議ノ目的タル事項及ヒ総会召集ノ理由ヲ記載シテ開会ヲ請求シタルトキ
前項第三号ノ請求アリタルトキハ会長ハ直ニ総会ヲ召集スヘシ

一九、普通会員大会ハ左ノ場合普通会員幹事ノ合議ニヨリ之ヲ召集ス
一、普通会員幹事ノ合議ニヨリソノ必要ヲ認メタルトキ
二、普通会員百名以上ノ賛成ヲ経テ会議ノ目的タル事項及ビ其ノ召集ノ理由ヲ記載シテ請求アリタルトキ
前項第二号ノ請求アリタルトキハ普通会員幹事ハ直ニ大会ヲ召集スヘシ
二〇、前二条ノ会議ニ於テ出席会員百五十名ニ充タサリシ場合ノ決議ハ一週間以内ニ百名以上ノ異議申立アリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ
二一、前条ノ規定ニヨリ会議ノ決議其ノ効力ヲ失ヒタルトキハ会長若クハ普通会員幹事ハ直チニ再会議ヲ召集スヘシ
二二、役員会ハ之ヲ分チテ役員総会ト幹事会トス
二三、役員総会ハ会長、幹事、及委員ヲ以テ組織シ、会長之ヲ召集ス
二四、幹事会ハ会長及ビ幹事ヲ以テ組織シ会長之ヲ召集ス
二五、幹事会ハ事業年度ノ初メニ於テ各部ノ提出セル予算案ヲ審査シ役員総会ハ之ヲ決定ス
二六、役員会ハ過半数ノ出席ヲ必要トス
二七、各会議ノ議事ハ多数決ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第五章　選　　挙

二八、特別会員幹事ハ特別会員ノ互選ニヨリ之ヲ選定ス
二九、賛助会員幹事ハ幹事会ニヨリ推薦セラレタルモノトス
三〇、普通会員幹事ハ単記無記名投票ニヨリ選挙ス
三一、委員ハ各部ニツキ単記無記名投票ニヨリ選挙ス
三二、普通会員幹事及ビ委員タラントスルモノハ其ノ立候補ノ旨ヲ一定ノ期日迄ニ幹事会ニ届出ツヘシ尚推薦広告ヲ為サントスル場合ハ推薦人ノ氏名ヲ明記スヘシ
三三、当選ハ多数ニヨリ之ヲ決シ、其ノ同数ナルトキハ抽籤ニヨリ之ヲ決ス
三四、役員ノ辞任ハ幹事会ノ承認ヲ経ルヲ要ス
三五、役員辞任セルトキハ一週間以内ニ補欠選挙ヲ行フ
但シ選挙後一ケ月以内ノ場合ニハ次点者ヲ以テス
三六、選挙ニ関スル事務ハ現在幹事之ヲ行フ

第六章　事　　業

三七、幹事会及ヒ各部ノ事業左ノ如シ
一、幹事会本会ノ総括的事務ヲ行ヒ且各種委員ノ聯絡ヲ計ルモノトス、コノ目的ノ為メ毎年一回会員名簿ヲ作成シ替助会員ニ之ヲ頒ツヘシ
二、新聞部……九州大学新聞ノ発行ニ関スル一切ノ事務ヲ行フモノトス

三、共済部……会員相互ノ共済ニヨリテ会員ノ利便ト福祉トヲ増進スベキ各種ノ事業ヲ行フモノトス
四、学芸部……会員相互ノ知的研究ヲ主トシ並ニ之ニ関スル各種ノ事業ヲ行フモノトス
五、体育部……会員ノ心身鍛練ヲ固ムル目的ヲ以テ体育ニ関スル各種事業ヲ行フモノトス

第七章　庶務会計

三八、本会ノ経費ハ会員ノ会費及寄附金ヲ以テ之ヲ支弁ス
但寄附金ハ其ノ使途ヲ指定スルコトヲ得
三九、会員ノ会費ハ左ノ如シ
特別会員　特別会員ノ合議ニヨリ定ムル所ニヨル
賛助会員　金五円也
普通会員　金拾円也
四〇、特別会員ハ毎年度ノ初メニ於テ其ノ年度ノ会費ノ全額ヲ醵出スルモノトス
四一、普通会員ハ入会ノ際其ノ会費ノ全額及賛助会費ノ全額ヲ同時ニ醵出スルモノトス
四二、賛助会員ノ会費ハ基金トシテ積立テ其ノ利子ハ次年度ノ予算ニ繰入ルヽモノトス
四三、会長ハ九州帝国大学法文学部事務員中二名ニ嘱託シテ庶務会計ノ事務ニ当ラシム
会長ハ幹事会ヲシテ之レヲ監督セシム
四四、会計掛ハ出納簿ヲ備ヘテ金銭ノ出納ヲ明瞭ニスルヲ要ス
四五、経費ハ特別会員幹事、普通会員幹事各一名ノ捺印シタル債権者ノ請求者ニヨリ支払フモノトス
四六、会計報告ハ次年度初号ノ本会会報ヲ以テ之ヲ為ス
四七、既納ノ会費ハ如何ナル事情ニヨルモ之ヲ返付サルモノトス

細則

一、新聞部九州大学新聞発行ハ特別会員中幹事一名新聞ノ編輯ヲ監督ス
二、各部ハ事業遂行ノ為必要アリト認メタルトキハ部員若干名ヲ置クコトヲ得
但シ部員ハ役員トシテノ決議権ヲ有セス其ノ任免ハ当該部ノ合議ニ依リ之ヲ決ス

罰則

一、普通会員幹事及ヒ委員ニシテ会規ヲ紊シ会ノ進展ヲ妨クル行為アリタルトキハ役員総会ノ決議ニ依リ之ヲ解職スルコトヲ得

（附則）

一、本会ハ昭和二年四月一日ヲ以テ成立ス
二、本会ニハ幹事会ノ議ヲ経テ別ニ細則ヲ設クルコトヲ得

以上

〔註〕法文会会則は発足当初のものが『九州大学新聞』掲載のもの以外は現

在のところ存在が確認されていない。同紙掲載のものは二六以下が省略されているため、ここでは一九二九年の法文学部学生便覧掲載のものを【参考】として併載した。なお、すでに改正が行われたものであり、二六以下が発足当初のものとは異なっている可能性がある。

二二四　九州大学新聞創刊の辞

（『九州大学新聞』第一号　一九二七（昭和二）年六月一八日）

創刊の辞

一

新聞の使命、目的は吾々が日常生活に於て実感して居る所であり且つ既に論議尽されて余地ない有様なので大学新聞に移しても今更喋々を要せぬであらふ。

唯社会特に学内の諸事象に於て従来普通新聞を通じて閃光的に知り得て居た事が爾後は、その全景の裡に立ち得ると云へば足る。が特に批判に於ては、多分に或は全然その方法を異にするであらふ事は発刊の趣旨に鑑みて我等の深く感ずる所である。

二

法文学部開学以来殆ど綜合大学として完成の域に進んだ我が九州大学が既に有つべくして有たなかつた新聞が兎も角も法文会の犠牲的努力によつて今日此処に生れ出る事となつたのは我、人共に悦びに堪えない。唯顧みてその辛惨幾曲折なるに自らも驚かざるを得ない。法文会が本紙を発刊するに先だつて我等は本学々友会に対して之を建策し又自ら役員として之に尽力したことは幾度か知れない。が遂に有耶無耶の間に葬り去られてゐる。その因つて来る源は実に理事部長専制の学友会組織に在るもので我等は之に付いては学友会将来の為めにも相当改革の余地があるやに考へる。

三

我等は更にわらふべき一の抗議に会ふ、それは本紙の名称に関する本学評議委員会の態度である、評議員は公私の混淆と云ひ又は全体と部分の混同と称して「九州帝国大学新聞」なる名称を峻拒して聞かず。勿論我々と雖も「帝国」の二字を抹殺することの如きは却つて好む所であるにしても評議委員会の如斯偏見狭量が世の憫笑を買はんことを彼の為めに惜むといふに過ぎない。かくて吾々はあらゆる障碍を突破して今日此の記念すべき創刊を見るに至つた。我等は今全学が挙げて吾等の此の壮業を支持し後援することを確信するものである。

二二五　本紙の進むべき道――一周年に際して――

（『九州大学新聞』第一一号　一九二八（昭和三）年六月五日）

本紙の進むべき道

一週年に際して

一

本紙が創刊して以来既に一星霜を経てゐる、その時間たるや決して長くはない。しかしその間に於ける本紙の周囲に生起した諸事件を考え合せれば又決して短かしとは言ひ得ない。蓋し本紙の過去一年間の歴史たるや不安の歴史であり、緊張の歴史であったから。今一周年を迎ふるに当つて我等はその過去から教訓を学び、将来の方針を確立せねばならない。

我々に起つた事件の中最も注意を惹くべき、又考慮すべき事件は創刊に当つての題字事件と発禁に伴ふ諸事件とである。今此等の事件を詳細に論評しやうとは思はない。しかし此等の事件から我々が得た教訓は我が九州大学新聞が九州帝国大学内に於て如何なる地位を有し、如何なる意義を有するかといふことに就いて学校当局並びに学生諸君の大多数が殆んど無関心であり、寧ろ誤解してゐる点である。このことの責任は無関心であり誤解する者のみにあるのではなく、又新聞部員自身も一半を負はねばならぬ。即ち部員が従来新聞の使命に対する考察並びにその宣伝に主力を注がなかつたのは大きな失態と言ふべきであった。然るに最近に至つては本紙紙上に大学新聞の使命に就いて討論せられんとしつゝあり又学生諸君の新聞に対する理解が投稿による新聞援助の形を取つて現はれつゝあることは注目すべきことである。

二

大学新聞は大学内の出来事を単にニュースとして大学一般に報導するといふことのみを以つてその使命を果したものとは言ひ得ない。

勿論ニュースの報導自身すら一個の与論喚起の効果さへ帯びてはゐるが、もし大学新聞自身が明確な目的意識を有しないならば時によつては意外の恐るべき結果を導びくものである。即ちその使命に対して充分の理解を有し、目的意識的に行動せねば単なるニュースをすら供給することは出来ぬ。

従つて大学新聞はその本来の使命たる大学自治、研究の自由を高調し、この視点から大学内に起る諸事件、大学について生ずる大学外の諸事件を批判的に観察し学徒としての学生一般の与論を反映し指導すると共に、学生一般のその事件に対する判断を公正ならしめる為めに正確にして充分なニュースを供給せねばならぬ。此の使命を充分に発揮せしめる為めには大学新聞は単に新聞研究に興味を有する一部学生に編輯の全部を放任すべきではなく大学全体の学生は「我等の新聞」として新聞紙に関心を持ち直接間接にこれを支持し、大学の発展、学生の主張貫徹のために運用するべきである。この点を忘却する時は大学新聞は無意義となり、又一部学生の私有物と化する。従つて大学新聞はその使命遂行のためには全学生をその背景に持ち、報導と批判の自由が確保せられねばならぬ。

三

翻つて我が九州大学新聞を見るにその何れの点をも充分に持たぬことを遺憾とせねばならぬ。

即ちその創刊当時の特殊の事情によつて新聞の経営が学友会のものとならず、止むを得ず法文会によつてなされてゐるために、他学部の学生諸君に取つて他人の新聞の如き感を与え九大紙をして発展上多大の不便と障害を感ぜしめてゐる。又報導と批判の自由は非常に制限せられてゐるといふべき現状にある。

かゝる状態にあつては大学新聞の本来の使命を充分に遂行することは出来ぬ。

従つて現在九大紙の上に課せられた当面の任務は出来得る限り早く此等の障害物を除去するにある。そのためには新聞が法文会の経営であるにも拘らず、その編輯に於て、その態度に於て全学的見地よりこれを為さねばならぬ。如何に焦慮しても単に新聞部員のみではそれを全くすることは出来ない。大学の全学生が九州大学新聞を「我等の新聞」としてその学部に関係なく直接に間接に支持することは重大である。経営者が何人であるかといふことによつて生ずる偏見と誤解と無関心とを捨てゝ編輯に直接間接に関係することによつて九州大学新聞をして実質的に全学的新聞紙たらしめよ、これこそ我が九大紙をして大学新聞としての本来の使命を全からしめる第一歩である。

この第一歩が踏みしめられるならば、我等の上に加へられてゐる報導と批判の制限はやがて必然取り除かれ我が九州大学新聞をして真実の意義に於ける大学新聞たらしめ得る。

新聞を全学生のものとせよ！

二二六　全日本学生新聞聯盟の提唱

（『九州大学新聞』第二二号　一九二九（昭和四）年二月一二日）

全日本学生新聞聯盟の提唱

現今日本の学生新聞は今やその創業期を脱出して夫々広大なる学生大衆に根を下し、その力強い支持と声援の下に等しく学園の自治を標榜しながら健康なる発展進出の過程にあるかに見える。

然しながら之を全般的に観察するとき吾々は各学生新聞が各自その封鎖的色彩を濃厚に固守し、孤立化の状態にあるを看取せざるを得ない。かゝる状態の下に於て果して学生新聞は充分にその与へられたる使命を果し得るものであらうか。学生新聞はその殆んど総てが学内に於ける監督教官による検閲、更に文部当局の厳重なる監視及び内務当局による検閲制度等々二重三重の規律と制度により、その発展と活動を拘束され、羈縛され、かくてその報道の自由、出版の自由は正に危機に瀕し、更にその組織の自由すら剥奪されんとしてゐる。

見よ、早稲田大学新聞の解散を!!かくて自由の学園史に一大汚辱点を印するに到つたではないか。更に見よ本紙前号を!!吾々はかゝる問題に直面するとき徒らに拱手傍観して居るを得ないのである。吾々は今やその視野を拡大し、より大なる組織を必要としてゐる。

吾々は全日本の学生層と結びつき、その相互の支持と後援の下により力強き一歩を踏み出し、あらゆる排他的、独自的、独尊的気分を一掃し奪はれゆく学園自治のために決然として立たねばならぬ。

吾々は固く信ずる。報道の自由出版の自由を戦ひとるためには、かくすること以外にその手段は有り得ないであらうことを。更に一学に於て何等の対策をも講じ得ない問題も、強力なる「全日本学生新聞聯盟」のもとに於ては容易に之を解決への道に就かしむるを得るであらうことを。

当然生るべきものをして、生れしめよ。吾々は茲に熱意と確心とを以て、「全日本学生新聞聯盟」の成立を全日本学生層の自由と自治のために、全国の学生新聞部の諸兄の前に提唱するものである。

昭和四年二月十二日

九州帝国大学法文会

九州大学新聞部

二二七　吾等の新聞九州大学新聞を擁護せよ

吾等の新聞　九州大学新聞を擁護せよ！

全読者は「九州大学新聞擁護聯盟準備会」へ！

吾が九州大学新聞は昭和二年六月法文会総務部によつて発刊せられて茲に一ケ年九ケ月、本日を以て第二十二号を発行するに至つた。其の間過去の委員の苦闘と学生の支持とにより健全なる発達を遂げ益々その内容を充実せしめると共に第八号よりは創刊以来の月一回の原則より三週間一回に飛躍し新聞としての使命の完成へと躍進した。中頃にして或一記事の為発行停止の厄に遭ひ纔に検閲制度の下に復活を見るの苦難をも嘗め来つたが今や単に法文会の新聞たるのみならずその題号の示すが如く綜合大学としての九州帝国大学の全生活の報導者、擁護者、輿論の組織者、批判者としての地位に迄実質的に自己を高めつゝある。

去る二月下旬法文会昭和四年度予算会議に於て真摯なる昭和三年度新聞部委員諸君は大学新聞の此の使命の実現に向つて更に邁進せんが為に而して特に新聞の生命とも言ふべき報導の迅速を図らんが為に従来の三週間一回の原則を二週間一回とし此の新原則に基いて予算を計上せられた現在吾九大新聞がかゝる発展を要求せられつゝあることは明かであり之に基く新聞部の要求たるや正当であり又吾々にとつて喜ばしいことである。

然るに如何せん現在の法文会の予算を以てしては此の要求に副ふことは覚束なしとせられ結局現状維持を強要せられ為に新聞部委員諸君は総辞職の決意を示して議場より退場せられた。

吾々は現在の新聞部委員諸君を失ふことは必然に現在の優秀なる技術家活動家を失ふことゝなり来学年に於ける新聞の続刊は極めて覚束なきを知り且大学新聞のより以上の発展の必要性を知つてゐる。

茲に於て吾々は去る三月九日、九州大学新聞擁護聯盟準備会を創立し法文会の僅少なる予算のみに依頼せずして断然二週間一回発行を図ることに向つて努力せんことを盟ひ即時八名の加盟者を得更に后に至つて二名の会員を得た。

本聯盟の目的左の如し

本団体は九州大学新聞の財政的並に一切の危機に対し之を防衛すると共にその一層の発展の為に努力するを以て目的とす

此の為に本聯盟員は

1、今後毎号発行毎に金五銭以上を新聞に寄附すること
2、寄附金募集運動に積極的に参加すること
3、他学部各教室にレポーターを設置すること
4、積極的に投稿することによつて記事の豊富と内容の充実に努力すること
5、実際的に編輯発行に当るべく努力すること

本聯盟は未だ準備会の形態にあり具体的な組織をなすに至つてゐない。然し乍ら真に我大学新聞を愛しその真実の使命実現の中に自己の利益を見出す所の法文会員は勿論九州帝国大学学生諸君は必ずやこの準備会をして現在の形態を脱せしめ鞏固なる擁護聯盟を生れ出でしめるであらうし又親愛なる全読者諸君は本聯盟の趣旨に賛成されて積極的に大学新聞擁護の運動に参加さるゝことを確信する。

九州大学新聞に寄附金の雨を降らせ！　新聞代の完納！　新読者の獲得、新聞の普及！　吾等の新聞大学新聞を一切の危機より防衛せよ！

すべての読者は九州大学新聞擁護聯盟準備会へ！

昭和四年三月二十七日　法文学部内新聞部気付

九州大学新聞擁護聯盟準備会

申　込　書

私儀本聯盟の趣旨に賛同し入会申込候也

学部
住所
氏名

九州大学新聞擁護聯盟準備会御中

二二八　法文論叢創刊号巻頭言

（『法文論叢』創刊号　一九二七（昭和二）年一一月）

巻　頭　言

「万物は在り又在らず、何となれば万物は流転し、不断の変化の中にあり、生成と消滅との中にあるからである。」人類の社会に於ても必然的な時勢の流れに沿うて幾多の転変は繰返された。

而して現代は今や又一の過渡期を経験しつゝある。従つてフランス大革命以来全世界を風靡した従来のイデオロギーはその支配権を

失つて、たゞ動揺と紛糾との中に我と我が凋落の姿を嘆くのみ。かくて凡ゆる領域――哲学に、法律に、政治に、経済に、文芸に――に於て峻厳なる価値の再批判が試みられ、吟味せられつゝある。即ち哲学界　念論と新しき唯物論との深刻なる対立となり法律の分野にあつては三権分立主義の根本原則にさへ早や動揺の色を示しつゝある。又政治の領域にあつては議会政治の没落に伴ふ独裁政治の擡頭、経済の領域にあつては正統派経済学とマルクス経済学の対立、文芸の方面にあつては所謂プロレタリヤ文芸とブルジョア文芸との劇烈なる対立抗争、さてはこれらの間に横はる種々の混合型と畸形児型、等々……。今や将にイデオロギーの分野における戦国時代は描き出されんとしてゐる。かくて人々はその依るべき基準だに見出し得ぬ状態の中に押し込められた。

だが、吾々はかゝる混迷の闇を縫ふて走る一脈の必然の流を見出し得ないであらうか？然り！常闇の国にも一道の光明はある。吾々はこの必然性の正確なる認識の上に、あらゆる事象の批判と自らの実践との基準を確立しなければならぬ。しかしてかゝる基準の確立こそ現下転換期に直面せる吾々学徒の使命でなくて何であるか？我が法文論叢は即ちかゝる使命の遂行者として生まれたのだ。希くば会員諸君の熱烈なる支持協力の下に本誌の使命の十二分に果されんことを。

二二九　九大法文の共済部では何をなしつゝあるか

（『九州大学新聞』第三号　一九二七（昭和二）年一〇月一〇日）

九大法文の共済部では何をなしつゝあるか

――利用せんと欲すれば先づ知らざるべからず――

九大法文学部法文会が自治的精神の涵養と会員の親睦とを目的として設立されて以来其の目的達成の為各方面に渡り着々活動を継続して来た事は衆知の事実であるが、中でも共済部の活動は特に注目に価するものがある。同部設立の当初宣言した処によつて明なる様に同部が中心の使命は完全に共働組合的な消費組合を確立する事にある。その為には学生の支配の下に、言ひ換ふれば消費者である吾々の便益の為に必要なすべての分配組織を管理することを以つて第一の緊急事とする。かくて共済部活動の第一歩は踏み出されたのであるが、さてこの第一歩を完全なるものへの過程として如何にして第二歩を搬ぶべきかゞ現在に於ける同部の中心問題である。併しながら以上の如き重大使命を有する同部の活動が果して一般学生に熟知されてゐるであらうか。若し万一にもこの前提知識の欠如が事実として認識せらるゝ場合には同部の発展を期待する事は児戯に類する事と言ふべきであらう。此処に利用せんと欲すれば先づ知らざる可からずと言ふ命題の現実なる適用を見るのである。記者はこゝに共済部活動の近況を明にして一般学生諸君の同部利用の使に資せんとの大それた企を思ひたつたのである。

一、出版部

共済部の事業として着々発展をなし学生の注目の的となりつゝある事業に出版部がある。同部では従来只書籍組合に加入しただけで未だ供託金の準備が無かつた為色々不便の点が多かつたが、いよいよ東京堂に所要の金子も積みすべての注文を迅速に取りつぐ事が出来る様になつた。灯火親しむべきの候好学の志は競つて御利用あつて然るべしと思ふ。利用の方法に就いて同部委員の話によれば、新刊の書籍は諸兄の注文を俟つて即刻に取寄せるが其の間数日の猶与を御願ひし度いと。尤も非常に至急を要する場合には市内の組合員から取り寄する事も出来るから、何れにしても諸兄の需要を遺憾なく満し得る事を確信しますと。何と頼もしいではありませぬか。次に月刊雑誌は毎月諸兄の需要を見越して取り揃へる事になつてゐる。併し法律経済の専門の雑誌は予め購買の予約が必要である。更にその準備中のものを挙ぐれば古本の交換会なる企がある。それは古本ブローカーの中間利益を排除して常設的交換会の手によつて古本の交換を行はんとするのである。其の方法は先づ諸君が売らうと思ふ古本を売店に持つて行く。そして其の本には諸君の希望の価格を申し出して居くのです。さうすると同部委員はその古本を書棚に保管し買手を俟ち、古本の持参者は古本と引換へに『古本交換証』を受取り買手が着けば其の証券と引換へに現金を受取るのである。斯くて中間商人の手を経ずして古本は次から次へと移転し、安価に又確実に多数良書籍に接し得るわけである。プロ学生の一大福音に非ずして何ぞ。

二、洋服部

洋服部の仕事は言はずと知れた洋服の廉売であつて、柴田屋神戸屋山岸屋の三洋服店を指定商と定め特別割引にて上等の品物を販売する事になつてゐる。其の方法は至極簡単で、註文せんとする人は直接部員に申込まれてもよし、投書箱を利用してその旨通知あれば同部からは紹介状を差上げる事になつて居り、其の紹介状持参者に限り廉価売買をするのである。参考までに指定商人との契約書の一部を掲げて見ると次の様である。

一、縫等級は一等のこと
二、地質万一変色の場合は無償にて再作成すること
三、小破損は無償にて修繕すること
四、価格は市価より一割以上低廉なること。（本年度に就いては）
◎一等地　三十七円五十銭（一般市価四十二円のもの）
◎二等地　三十二円（一般市価三十六円五十銭のもの）
五、その他、脊広、レインコート、オーバコート等を左記の条件に準じて調製することレインコートに就いては
◎一等地　三十五円（一般市価四十二円のもの）
◎二等地　三十円（一般市価三十七円のもの）
以上の契約書によつて見れば市価より一割方安く買へ、然も変色の

時は新しく作つて貰へる事になつてゐる。既に註文も大分ある様だが冬服の新調、卒業生のセビロ註文等益々洋服部は繁昌するだらうと同部委員は手ぐすね引て待つてゐる。

三、文房具部

文房具部では其の取扱ふ品物が学生に欠ぐべからざる必需品と言ふので共済部の事業としても最も重大なるものの一つとして設立以来種々考慮せられて来たが、幸ひ夏期の休暇を利用し各方面よりの調査を揃へ細密な報告書が成作されたから、いよいよ近日中に物価表が発表されるであらう。委員の談によれば未だ商人との交渉中とて正確なる価格を言ふ事は出来ぬが、一般的に市価より一割なり一割五分なり安価に文房具一切を販売し諸兄の利益を計る事が出来るであらうと委員は忙しげに奔走してゐる。いずれ近日中にその結果が見られるであらう。

四、食堂部

食堂部では最初現在の東洋軒と匹敵する如きものを学部構内に設立するの予定だつたと聞くが、不慮の故障の為現存の如き小規模のものになつたと委員はこぼしてゐる。併し計画は着々その発展の途上にあると言ふから遠からず堂々たる学生食堂の実現を見るに至るだらう。因に現在食堂部にて販売してゐる品目と定価とを挙げておく。紅茶五銭、コーヒー五銭、牛乳七銭、ソーダ水九銭、菓子九銭、トースト九銭、合ノ子三十銭、一品料理二十三銭、カレーライス二十二銭、其の他二三日前から寒中向きのうどん、そば、汁粉、をも売つてゐる。仲々質がよくて一般の評判がよい。精々利用して精々大規模になし、益々安価でうまい物が食へる様にしたいものである。

五、プリント部

法経の一般学生にプリントが必要品目になつてゐる事は何れの大学も同じで吾々九大法文学部に於ても亦然りである。従つてプリント作製販売は又共済部事業の重要なるものである。何分共済部が活動を開始してから日浅く今学期に於ては経済史、政治学史の二科目だけしか同部にて取扱はれなかつた為一般学生の同部利用もあまり思慮が無いわけだが、来学期からはすべてのプリントを一手で引受けると言ふから、各プリントの形式も統一され様し買ひ入れ手続も簡単にならうし勿論価格は安価にもならうし諸兄になくてはならぬ学部の一となる事だらう。

六、雑の部

雑の部に属するものとしては

一、副業並びに下宿紹介

二、木炭の販売

三、日用品の販売

四、共済部製原稿用紙販売

等である。中でも木炭の販売は冷気日に加はる今日仲々面白い実用的な企で一般に注目されてゐる。即ち対州炭六貫俵を一円六十五銭

にて販売する由。配達期日は十月末か十一月初旬とし、支払方法は現金払で予約金は無く、予約者は申込用紙に必要事項記入の上投書箱に投入すればよいと。

以上一覧した様に共済部の事業は仲々多種多様で、完全に発達した暁には学生の生活品はすべて同部の手を経て得らるる様になり、学生の学費は中間商人の利益に当るだけ減少する様になるわけであるが、此が完成には大なる資金と労力とを要する事は各学校に於ける共済部の実情に徴して明である。同部委員も言つてゐる様に財政的に貧弱な我が共済部が完全なる組織と活動とをなすに至るまでには相当の時日を要するであらう。何は兎もあれ勇々しくも孤々の声を挙げた我が共済部を一日も早く完成の域に達せしむる事は、委員諸君の献身的努力に俟つ事多きは勿論、全学生諸君の理解ある援助によると思ふ。

〔註〕原本に句読点追加。

第三節　大正・昭和初期の学生生活

二三〇　九州帝国大学仏教青年会

（『九州帝国大学沿革史料』四）

九州帝国大学仏教青年会

社団法人九州帝国大学仏教青年会は九州帝国大学学生の有志者を以て正会員とし、大学職員卒業生及学外有志者を以て賛助会員とし組織せる団体にして、其目的とするところ一宗一派に偏せず広く仏教の妙理を会得し心身の修養をなし、併せて社会事業に貢献するに在り。而して其目的を達成せんが為め、(一)釈尊降誕会、(二)講習会、講演会、(三)法話会、(四)教理研究会を開催し、(五)慈善施療院経営等の事業を行へり。今日に於てこそ福岡市渡辺通りに堂々たる二百余坪の会館を有し、正会員の数九十余名に達するの盛況を見るも、其創立以来二十年間経過の跡を追想すれば感慨頗る深し。茲に会長旭憲吉氏の編著に成る沿革史を摘録して其概要を知るの便に供す。

はしがき

本会多年ノ宿題デアツタ会館ト施療院ガ今般新築落成シタニ就キテ落成記念号トシテ会報ヲ発刊スル事ニナツタノハ誠ニ御同慶ノ至リデアリマス。此時ニ当ツテ本会ノ沿革ヲ記述スル事ハ無意義ノ業デナイト信ズルノデアル。其所以ハ本会ノ如キ長キ歴史ヲ有

シテ居ル会デアリナガラ幹事ノ記録ノミガアツテ之ヲ通覧的ニ纒メテ記載サレタ者ガ無イ。是レ全ク会ノ性質上年々幹事ガ交代シタ為デアル。自分ガ大正七年ノ春ニ初メテ会長ノ席ヲ汚シテカラ是非取纒メテ置キタイト思ツタノガ、荏苒日ヲ経ル中ニ図ラズモ大正七年以前ノ記録ガ殆ンド全部紛失シテ居ル事ニ気附キ、心当リノ諸士ニ問合ス等種々手ヲ尽シタガ遂ニ発見スル事ガ出来ズ、止ムナク本会ノ発起者デアル小室直幸氏、又ハ其後ノ幹事デアツタ亀井盛隆氏、近藤外卷氏、飯田昌氏、大島兵次郎氏、小野山忠夫氏、加藤七三氏、高原憲氏、吉田藤吉氏等ニ依頼シ、又タ幸ニ現今本学ニ研学中ノ川原治作氏、伊藤吉左衛門氏、高橋憲司氏、小野健治氏ニ就キ親シク聴取シタ事ヲ綜合シテ書イタ次第デアルカラ不備ナル事ハ申迄モナイ。幸ニ当時ノ事ヲ記憶セラルヽ人ガアラバ御示教ヲ賜ハリテ完全ノ者ト致シタイ希望デアリマス。此処ニテ前記ノ諸氏ノ御厚意ヲ謝シマス。

本会ハ現今九州帝国大学仏教青年会ト称スルモ其前身ヲ福岡医科大学仏教青年会ト呼ベリ。是レ本会創立時代ニハ明治卅六年勅令ニヨリテ京都帝国大学ノ一分科トシテ福岡医科大学ト称セラレタル時ナルガ故ナリ。然ルニ明治四十四年三月勅令第四十三号ヲ以テ九州帝国大学ト改称セラレタルニ由リ本会モ自然ニ名称ヲ変更セシナリ。抑モ創立ハ今ヲ去ル二十年前、即チ明治四十年五月十九日ニテ当日ハ恰モ旧暦ノ四月八日ニ相当シ、且ツ日曜日ナリシニヨリ本会設立発会式ニ兼ネテ釈尊降誕会ヲ挙行セシ旨本会ノ創立者タル小室直幸君ノ日記ニ見ユ。小室学士ハ明治四十一年十二月ノ福岡医科大学第二回ノ卒業者ナルガ故ニ同君ノ第三学年生時代ナリ。頗ル仏教ニ帰依スル深キ君ハ夙ニ大学内ニ青年会ヲ設立スルノ意アリ。偶々同窓ノ桑原茂雄、亀井盛隆、益富貞二、眞鍋忠太郎、貴志廣徳、高木繁、田中半次郎、永田春生、木内誠四朗、飯田昌、伊藤吉左衛門、大島兵次郎、近藤外卷、高雄徳龍、三戸敬登等諸氏ノ助力ヲ得テ、或ハ伊東教授、久保教授、坂井講師並ニ余等ノ賛成ヲ求メ、此間又タ他方ニハ当地万行寺、成満寺、正光寺ヲ訪ヒテ釈尊降誕祭ニ就キテ質シ、次デ筑紫女学校長水月哲英、旭恢恩柴田龍溪、瀧下等ノ諸師ノ教ヲ請ヒ、又タ同行渡邊與八郎、渡邊渡三郎、富永十八氏等ノ賛成ヲ得テ遂ニ五月五日（日曜日）午前八時ヨリ医科大学内科講堂ニ参集シ青年会創立相談会ヲ開キ、爾来同志ト共ニ発会式ニ就キ屢々会合シ、時ニ徹宵奔走セリト云フ。（中略）之ヲ要スルニ当時ニアリテハ或ル仏教団体ガ斯クノ如ク釈尊降誕会並ニ仏教夏期講習会ヲ開催セルハ尠クトモ九州地方ニテハ恐ク本会ヲ以テ嚆矢トナス。今ヤ斯ル会合ハ各地競フテ盛大ニ挙行セラルヽヲ耳ニス。実ニ古昔ノ感ニ堪エズ。是レ本会ノ窃ニ誇トスル所ナリ。

（中略）

凡ソ物ニ一進一退アルハ世情ノ常ナリ。本会モ其数ニ洩レズ。以上列記セル幹事ハ即会員ノ殆ンド全数ヲ示ス者ニシテ、假之少数ナリ

シニモセヨ会員幹事所謂一致協力事ニ当ルヲ以テ本会ノ標語トセリ。故ニ前記幹事表ヲ通覧スル時ハ直チニ本会ノ盛衰ヲト知スルヲ得。殊ニ衰ヘタル時期ハ大正三年ヨリ大正五年ニシテ、此三ケ年間独力克ク其任ヲ全フシ命脈ヲ継ギタル高原憲氏ノ功労ハ特筆スルニ足ル。只ダ此間釈尊降誕会ノミハ行ハレザリシモ故アリ。之ヲ現時ノ正会員数九十名ニ近ク、其内ヨリ庶務、会計、図書、施療等ノ各部局ヲ分ケテ幹事ヲ選挙スルガ如キ盛時ニ比スレバ、実ニ隔世ノ感アリト云フベシ。

然レドモ物窮スレバ必ズ通ズ。果然大正六年度ヨリハ会員数増加シ、先ヅ釈尊降誕会ヲ復興スルト共ニ、毎年十月ノ頃挙行セラルル九州帝国大学医学部解剖体祭ノ序ヲ以テ本会ハ動物祭ヲ挙行スル事トナリ、年中行事中一新行事ヲ加フル事トナレリ。動物祭トハ当時医学部内各科教室内ニテ研究セラルヽニ当リ、其貴キ犠牲ニ供セラルヽ試験動物ノ霊ヲ祭ル者ニテ、是レ仏教ノ一切衆生悉有仏性ニ基クニ帰因ス。爾来毎年挙行セラルル解剖体祭後ニ行ハルヽ者之レナリ。川原治作氏ノ談ニ依レバ是レヨリ先ニ大正二年本大学創立十週年祭ニ当リ、十一月十九日、廿、廿一ノ三日間ニ亘リ本会主催ノ下ニ医学部附属医院入院患者慰安会ヲ催フセシ事拾週祭記録ニ見ユ。講師ハ水月哲英師ニシテ余興等数多アリテ盛会ナリシ事記述セラレ、現時各科ニ於テ其開講記念日ニ患者慰安会ヲ開催セラルヽ濫觴ナリトス。

大正七年以降ハ幸ニシテ正会員ノ大学卒業記念トシテ本会々報ヲ発行スル事トナリテヨリ既ニ六回ニ及ブ。元トヨリ断片的ノ者ナルモ、通覧的ニ略ボ本会ノ事業ヲ窺知シ得ルヲ以テ再録セズト雖モ、施療院ニ関スル事、社団法人トナリシ事、並ニ本会々館建築ノ三大項目ハ余ガ就職以降ノ事業ニ属スルヲ以テ其ノ梗概ヲ記シテ本稿ヲ了ラントス。

何時ノ頃ヨリカ起始セルヤヲ審ニセズト雖モ恐ラク創立当初ヨリノ会員ノ希望ナリシナラン、本会々館設立ノ議ハ大正六年ノ復興時代ニ頗ル擡頭シ、将ニ具体化セントスルニ当リ、会長トカ兎ニ角中心人物ノ欠ケタル事ガ事業進行上一大障碍ナルニ自覚シタル幹事ハ、直チニ会長タル人ヲ物色セルモノヽ如シ。此時ニ当ツテ余ニ単ニ会長トナルベク再三交渉アリタルモ、余ハ菲才殊ニ仏教ニ対スル理解ノ乏シキ到底其任ニ非ズトテ固辞セシニ、後ニ至リ幹事ハ初メテ会館建設ノ必要ナルヨリ説キ其運動ノ経過ヲ述べ終ニ本事業ニ対スル中心人物ノ必要ヲ縷説セルト幹事諸士ノ熱誠トニ動カサレ、遂ニ会長ノ職ヲ汚ス事トナレリ。従ツテ重大ナル責務ヲ負ヒテ立テル余ハ先ヅ会員ニ謀リ、本会ガ徒ラニ在来ノ年中行事ノミヲ固守シ居ル以上ハ到底斯ル難問ヲ解決スルニハ余リ距離アル事ナリ、宜シク進ンデ社会的事業ヲ行ヒ、先ヅ本会ノ存在ヲ認メラレ、其熱心ト努力トニヨリ深刻ニ青年会館建設ノ必要ヲ世論ニ訴フルヨリ捷経ナカル可シトノ交換条件ヲ附セリ。時偶々大正六年度夏期講習会ニ於ケル渡

邊海旭師ノ仏教ト社会事業ナル講話ヲ聴聞セシ際、其結論ニ宗教トシテ不完全ナル者程社会事業ヲ企図セルニ、最モ完全ナル宗教トシテノ仏教ハ毫モ指ヲ染メザルヲ痛論セラレシニ鑑ミテ、幸ニ吾人ノ学ブ医学的方面ヨリシテ救療ニ従事スルヲ最モ得策ナリト思惟シ、之ヲ先ヅ会員ニ謀リ同意ヲ求メ、且ツ一方嘗テ当地九大基督教青年会ニテ救済事業ヲ行ヒシモ不幸中途ニシテ断絶セシ事ヲ耳ニシ、当事者ニ就キ親シク其施設ノ方法又ハ其中絶セシ原因ヲ探究シ、種々対応劃策シテ稍々腹案ヲ得タルニヨリ、大正七年七月ノ夏期講習会ノ講師招待会ニテ初メテ発表シ、幸ニ講師ノ賛意ヲ得タリ。殊ニ間宮英宗師ハ甚大ナル後援者タラン事ヲ約サレシニヨリ決意セリ。直チニ幹事ヲ招キ、斯ル事業ハ必ズヤ難関ニ逢フガ故ニ百折挫マズ猛進スベキ旨ヲ説キ、即座諸士ノ宣誓ヲ得タリ。偶々当地匿名一薬種商ヨリ施療ニ要スル薬品並ニ診療器具一切ノ寄捨ヲ得タルニ由リ事大ニ進捗シテ、翌月ノ八月卅一日ノ天長節佳辰ヲトシ、博多上辻ノ堂町承天寺内祥勝院ニテ開院セリ。当時ノ状況ハ当時ノ幹事高橋憲司君ノ「施療院開院の頃」ニ譲ル。

開院ニ先チ、施療患者数ハ維持員数ニ比例スル算出法ニ由レルヲ以テ趣意書ヲ（施療院沿革ノ頃参照）発シテ会員ヲ募集シ、毎夜午後六時ヨリ救療ノ事ニ従ヘリ。而シテ大正十一年八月廿一日博多蓮池町善導寺住職松本量冏師ノ好意ニヨリ同寺本堂ノ一部ニ移転シ、三タビ遂ニ大正五年三月廿日現今新築落成セル本館ノ一部施療院ニ移転シ現今ニ及ブ。

此項ヲ終ルニ臨ミ、医学部附属医院勤務中ナル加賀田、野口、佐々木、中島、森並ニ各科看護婦長ノ功績ヲ述ブルヲ忘ル能ハズ。諸看護婦長ノ我事業ニ対シ従来尽力サレタルハ論ヲ俟タザルモ、特ニ施療院開設以来満八ケ年ニ及ブノ間、総数十二名ノ少数ナルニモ拘ハラズ毎夜二名宛交代ニ診療ノ補助並ニ薬剤調製ノ任ニ当リ、不撓克ク今日アラシムルニ努力セラレタル事ハ我等会員一同ノ推服措カザル所ナリ。

茲ニ本会ノ最モ光栄トスル宮内省ヨリノ御下賜金アリタル事ニシテ、会員一同ハ其微々タル事業ノ天聴ニ達シタルニ感泣シ、一層奮励努力皇恩ニ報ヒ奉ラン事ヲ期セリ。次デ内務省助成金及ビ県補助金下附アリタリ（詳細ハ第六号会報御下賜記念号ニ譲ル）。

社団法人トナリシ事ハ、救療開始ト共ニ維持員募集ハ多大ノ同情ヲ得テ其口数四百ニ達ス。然ルニ受診者尠ク、幹事ハ或ハ宣伝「ビラ」ヲ作リ各自附近ノ湯屋ニ掲グル等ノ挿話アリ。又ハ医員学生看護婦長ヨリ成ル救療班ヲ設ケ、市ノ数ケ所ニ休日出張診療所ヲ設ケ、患者吸集ノ苦策ヲ立テ一意宣伝ニ務メシモ患者来ラズ門前雀羅ノ状、加フルニ診療所ハ無料提供、電灯ハ会社ノ寄附ニ係リ、経費ハ単ニ薬品購入ノミナルヲ以テ漸次基本金トシテ銀行ニ預金シ能フ状況トナレリ。斯ル事ハ本会ノ能ハザル所ナリシナリ。且ツ租税等ノ関係ヨリシテ経済的ニ、又タ会館建設ニ就キテモ土地購入ハ先決問題ナ

リ。而カモ法人ノ外所有スル事能ハザル事情ノ下ニ意ヲ決シテ法人ノ認可ヲ申請スルノ止ムヲ得ザルニ至レリ。茲ニ於テ県ノ庶務課長田島義士氏ヲ訪ヒ、同氏ノ紹介ニヨリ当時庶務課ニテ兼摂スル社会事業担当者谷、堀口（現今商工課長）両理事官ニ面シ其手続等ヲ質シ、大正九年十月社団法人設立ノ申請ヲナセリ。爾後数十回ノ修正ヲ経テ漸ク翌大正十年六月六日許可セラレタリ。

終リニ一大難関タル本会々館建設ニ付一言センモ、詳細ハ会報第四号法人設立第一総会ニ於ケル記事ニ詳述セルニヨリ茲ニハ唯隠レタル事実ニ就キテ述ベントス。

会館敷地トシテ第四号会報ニ報告セル如ク、大正十年五月今泉字金田ニ四百廿三坪ヲ購入セリ。此交渉ハ故潮田譲太郎氏ノ斡旋ニ因ル。次デ大正十年十月十七日医学部附属医院旧隔離病棟ノ払下ゲアリ。当時該病棟ハ眼科学教室改築ノ敷地ニ該当スルガ故ナルヲ聞キ、直ニ当地岩崎組支配人丸尾修氏ニ依頼シテ払下ゲノ手続ヲ了シ、本会敷地内ノ一部埋立地ニ運搬シ仮小屋ヲ建テ保存セリ。

是レヨリ先キ、本会ノ基本金ハ土地購入ノ為メニ其全部ヲ支出セシニヨリ病棟払下ニ要スル資金ニ窮セル折柄、余ハ当地篤仏家ナル貝島嘉藏氏ヲ訪ヒテ、応急的ニ金五千円ノ借用ヲ申込メルニ対シ快諾ヲ得タルニ由リ万事好結果ニテ始終スル事ヲ得、且ツ此一時借用金ハ同年十二月遂ニ寄附セラル丶事トナレリ。

次デ大正十一年春敷地ノ土工ヲ開始セリ。之ニ要セシ費用ハ成清信愛氏ヨリ金五百円ノ寄捨ト本会ノ積立金トニヨレリ。斯クノ如クシテ敷地並ニ建築材料ヲ得タル上ハ只ダ建築ノ一途ヲ剰スノミ。茲ニ於テ当初立案ノ土地一万円、建築費（材料並ニ土工費ヲ含ム）三万円、設備費一万円、基本金一万円、合計六万円ニ達スル尨大ナル予算ヲ提ゲテ、一方筑豊方面並ニ地方篤仏家ヲ春期及ビ夏期休暇ヲ利用シテ歴訪シ、幸ニ何レモ快諾ヲ得タリ。又タ地方ニハ或ハ慈善音楽会ヲ開催シ、或ハ「ハンカチーフ、デー」ヲ設ケ、鋭意其目的ニ向ツテ努力セリ。時偶々当市ニ於テ西南部耕地整理ノ議起リ、本会敷地ハ不幸其区域内ニ属セシニヨリ当局ヨリ建築方延期ノ懇談アリシニ由リ、一時其状況ヲ観察スルノ止ムナキニ遭遇セリ。而シテ其間約二ケ年ヲ経ルモ毫モ進捗スルガ如キ状況ナキノミナラズ、建築材料ハ日ヲ経ルニ従ヒ瓦煉瓦等ハ粉砂セラレ、遂ニハ木材等ノ紛失スルニ至レリ。依リテ敷地ニハ応急的設備ヲ施シ、十三年ノ春余ハ当局ニ向ツテ最後ノ強談ヲナシ、自ラ隣接土地所有者ナル今泉区財産管理者、岩田屋、鎮西簿記学校ヲ訪ヒ、一時的換地ノ許諾ヲ得テ西南部耕地整理組合員ノ立会ノ上境界ヲ定メタリ。元トヨリ耕地整理トシテ約一割五分ノ土地提供ノ約アリタルガ故ニ敷地ハ三百七十坪トナレリ。而シテ耕地整理ノ結果、道路ノ埋立ノ為メニ先ノ敷地ハ低地トナレルヲ以テ先ヅ土工ヲ起セリ。然ルニ大正十三年五月余ハ欧米視察ヲ命ゼラレタルニ由リ資金ノ調達意ノ如クナラズ、幸ニ本会基本金ノ残剰ヲ以テ外遊中基礎工事ヲ依嘱シ七月本邦ヲ発シ、

翌大正十四年二月十六日帰朝スルヤ曩ニ中止セル工事ヲ再始セリ。然ルニ資金ノ欠乏ハ甚シク、遂ニ十四年十月会債ヲ起スニ決意シ、工事ヲ継続シ、翌十五年二月其償却法トシテ本館並ニ施療院建築費寄附募集ヲ行ヘリ（詳細ハ会計部ニ記述セルニ由リ省略ス）。工事ハ三月中旬竣工セリ。其外観及ビ内容ハ巻頭ニ掲ゲタルニヨリ省略スルモ、後部平家ハ元来施療院入院患者ノ為メニ設ケタルモ、基本金ノ充実セザル現在ニテハ患者収容ハ不可能事ナルヲ以テ、其間本会正会員ノ寄宿寮ニ充当セリ。目下寮生拾四名、自治制ヲ布キ炊事ヲ司ル家族四人、外ニ青年会館附小使家族四人在住ス。而シテ階上講堂正面仏壇ニハ余ガ外遊ノ途次印度仏蹟ヲ視察セル際彼地甲谷陀市ニ於テ東洋綿花株式会社甲谷陀支店長渡邊甚吉氏ノ厚意ニヨリ寄贈セラレタル上部塔形ニテ下部四面ノ仏像ヲ刻メル石仏ヲ、本年三月卅一日当時九州巡錫中ノ総持寺貫主新井石禪々師ヲ聘シ、荘厳ナル入仏式挙行ノ下ニ安置セリ。

同ジク外遊中蘭貢ヨリ授帰リタル銅鑼ノ如キ者ナルモノ、之ヲ叩ケバ恰モ遠寺ノ晩鐘ヲ聴クガ如シ。是レハ当時横浜正金銀行蘭貢支店在勤茅野好三氏ノ厚意ニヨリ寄贈セラレタル者ナリ。

今ヤ本会ハ深大ナル後援ニ由リテ青年会館並ニ施療院ヲ建築シ得テ多年ノ希望ヲ実現スルヲ得タリ。会員一同ハ感泣言フ所ヲ知ラズ、唯タ奮励努力以テ謝恩ノ途アルノミ。希クハ将来モ尚一層ノ後援ト鞭韃ヲ望ムヤ切ナリ。此時ニ当リ本会将来ノ希望事業ノ一端ヲ紹介セントス。既設施療院ヲ慈善施療部ト命名シ、新ニ教理宣伝部及ビ科学普及部ノ二部ヲ設ケントス。教理宣伝部ハ少クトモ毎月一回本会館ニ於テ名士ヲ招聘シ、一般聴衆ニ向ツテ公開仏教演説会ヲ催ス者ニシテ、既ニ新井石禪禅師、文学、医学博士富士川游氏ノ講演アリ。七月ニハ推尾辨匡師、八月ニハ加藤咄道居士ノ承諾ヲ得タリ。次ニ科学普及部トハ会員組織トナシ、九州帝国大学各学部教授ヲ聘シ各専門ノ学術通俗講話ヲ依嘱スル者ニシテ、科学普及木曜講座ト称シ毎年一回拾弐講座ヨリ成ル。而シテ期間ハ十月ヨリ翌年三月ニ至ル六ケ月トシ、毎月第二、第四土曜日ニ開ク。

次ニ十五年十月ヨリ日曜学校ヲ開始シ、本会員ノ有志之ニ当ル。

〔註〕原本に句読点追加。

二三一　九州帝国大学基督教青年会

（『九州帝国大学沿革史料』四）

九州帝国大学基督教青年会

本会の目的は九州帝国大学学生間にキリストの精神を拡め且つ会員相互の修養及親睦を計るにあり。

明治三十八年十月二十八日の創立に係り当時は京都帝国大学福岡医科大学基督教青年会と称し居りしが明治四十四年九州帝国大学設立せられ福岡医科大学は之に属する事になりたる為現今の名称に改められたり。

創立の当時は福岡市養巴町に小なる民家を借り受け会館となし、数名の会員此処に寄宿し居たりしが、明治四十二年現在の位置、堅粕町馬出、東公園の一角に木造二階建の会館の新築成り同年十一月十四日献堂式を挙ぐ。会館には約十名を寄宿せしむる設備あり、又其の広間は随時種々の会合に使用し居れり。

現在の会員は九州帝国大学関係の教職員、学生、同出身者を合せて約百七十名なり。

本会は創立の当初より日本基督教青年会同盟に加入し日本各地に在る同主義の青年会と連絡を保ち居れり。

二三二　九大フキルハモーニー会

（『九州帝国大学沿革史料』四）

九大フキルハモーニー会

九大フキルハモーニー会の沿革は学友会員医学部助手佐野伴治氏に取調を依頼したるに左の「音楽部の由来」を寄せらる。依て原文の儘を掲載す。

九州帝国大学音楽部の由来

学友会々員　佐野伴治

大正十五年四月九州帝国大学々友会に音楽部が新設せられた、形式は新設であるが其内容に於ては旧九大フキルハルモニー会々員が榊保三郎氏の寄附による処の旧九大フキルハルモニー会の基本金楽器楽譜及び其他の財産を中心として音楽部を設立するに至つたのである、従つて茲に新設せられた音楽部の楽器楽譜等の完備せる事は我国公私の専門的管絃楽団体の其れに比して遜色のないのみならず演奏の内容に於ても各学校其他のアマチュア団体の上に一頭地を抜く事は既に一般社会より認められたる処である、之全く吾が音楽部は九大フキルハルモニー会廿年の歴史の上に建設せられたる殿堂なるが為めと言はねばならない、今九大の歴史編纂に際し音楽部の歴史的由来を記述す可く命ぜられた事は吾々音楽部関係者の大なる喜である。

音楽部の前身九大フキルハルモニー会は榊博士に依つて生み出されたのである、而して此会は其出生に先んじて三四年の胎生期を有して居る、其れは明治四十年十二月十七日であつた、此日榊博士は学内外の有志数名を集めて「楽聖ベートホーブエン氏誕生日祝賀音楽会」を催された、之全く福岡市に於ける此種の音楽会の嚆矢であらう、其翌年に一回、全四十三年に二回同様の演奏会が催された、全四十四年には提琴家カペルマン氏の演奏会が同博士等によりて開催せられ其収入の一部が九大フキルハルモニー会創立基金として寄附せられる趣が記録に残つて居る。

斯くして明治四十五年には九州帝国大学フキルハルモニー会が設立せられた、設立当時の主なる会員は榊、降矢、荒川三教授及び金子学士（現医学部教授）及び当時学生の石川、玉井、塚田、三学士其

他二三の諸氏であつた、此第一回の演奏会には謡曲仕舞尺八独奏等も加へられ、伊東（榮）博士、旭博士等も出演せられ本会の設立を賛助せられて居る、其後毎年春秋に演奏会が開催せられ大正六年には第十一回の大会と其間に於て明治大帝奉悼音楽会、照憲皇太后奉悼音楽会、先帝の御即位大典奉祝音楽会其他附属医院患者慰安会を毎年数回開催し、内外に於て大に活動して居る、会員数も次第に増加し十一二名に及び演奏曲目も独奏、室内楽に更に小管絃楽も加へられるに至つた。

斯くして本会益々隆となり大正六七年私の入会当時から会員は益々激増し仝八年には卅名の会員を有するに至つた、会員の増加は此管絃楽組成上高価なる楽器を必要とするに至り、又維持経費も益々膨大するに至つた、従来其れ等の費用の大部分は榊会頭の負担せられた処であつたが「従来の方針で進む事は会頭としても御迷惑千万であらうし会の完全なる発達も期し難い又従来の如く無料入場では場内が囂騒に陥る事屢々である之を整理する一方法として来聴者より会費を徴集しやう」との議が会員の間に起つた、此会費徴集に依り膨大な会の経費の一部を補足する事は一方に於て会頭の負担を軽減するのであるが他方に於て榊博士に対し社会の疑惑の懸るを恐れた故に私は大正八年春期演奏会曲目解説の巻頭に於て「九大フヰルハルモニー会は榊博士の私有より独立して一つの法人的団体になつた」と言ふ趣意の声明を発した、而して同年秋より一般来聴者より会費を徴集する事が会員総会に於て決議せられ、会則を改訂し会計簿を備えて収支を明細にする事となつた、是れより本会は完成期に向つて急速の歩を進めたのである。

斯く基礎が確定せられてより本会の活動は益々目覚ましくなつて来た、春秋二回の大演奏会、近傍都市への旅行演奏、年数回の患者慰安会、大音楽家を招聘して演奏会を主催する事数次、之等の活動は反つて社会一部の批難をも喚起するに至つたが「完全なる管絃楽」と言ふ大なる目標に向つて邁進しつゝあつた会頭及び会員は時期が到達すれば自ら氷解する声として顧慮する事なく奮闘努力したのである、遂に吾々の苦心は空しからず大正十二年に於て既に吾々の理想に略近き迄の楽器は購入せられ尚且音楽堂建設の基金も略予定額に達したのである、勿論此等の半は榊会頭の名に依つて集められた有志の寄附金であつた、即ち此間に於ける会頭の苦心努力は筆に尽せない、斯く財政的基礎の確立は演奏上の技術の進歩を促進し管絃楽最高の楽型式である交響楽を演奏するに至り、モツアルトのジユピター交響楽、ト短調交響楽、シウベルトの未完成交響楽、ベトホーフエンの第一、第三、第五、第六交響楽、メンデルスゾーンの伊太利交響楽其他の難曲を演奏するに至つた、此処に於て大正十三年の春より再び演奏会の入場料は全廃し招待状を発して演奏会を開催する事としたのである。

大正十四年五月第廿五回春期演奏会は済んだ。夏が来た。軈て九大

事件に依つて九大フヰルハルモニー会は会頭を失ふに至つたのである。当時在福の会員は降矢荒川金子の三名誉会員と相集つて前途を熟議した結果学友会入会を決議し其方策を採る事に決した。

斯くして我国最古の光栄ある歴史を有するアマチュア管絃団体九大フヰルハルモニー会は十四年の齢と第廿五回の演奏年齢を以て解散設立即ち学友会音楽部と改姓せられたのである、此際榊会頭の名に依つて学友会に寄附せられたる基金、楽器楽譜其他の財産総額一万五千円、之れ実に約廿年間に於ける榊保三郎氏の大なる努力と犠牲、及び既に三百名を超んとする会員の熱誠の結晶である。

斯くの如く古き歴史と確固たる基礎の上に置かれた九大学友会音楽部は今後益々健実なる発達を為すであらう。

現在は、管絃楽部、マンドリン部、声楽部に分れ其総数百名を突破せんとし此各部は皆熱心なる音楽愛好家研究家の集りであつて、一致協力して毎週数回の練習と研究とを続け、年四回の大会、数回の小会を開催し、学内及び熱心なる一般好楽家に開放する等、福岡市楽壇とは離すべからざる関係が続けられてゐる。

〔註〕原本に句点追加。

二三三　九州帝国大学学生便覧

（表紙）

「大正十四年四月
九州帝国大学学生便覧」

九州帝国大学学生便覧

目　次　　頁

一授業料……一
一学友会費……一
一身体検査……二
一示達及通告……二
一掲示手続……二
一退学、休学、復学、転学……三
一身分ノ異動……三
一修学ニ関スル件……三
一奨学資金……四
一保健ニ関スルコト……四
一兵役ニ関スルコト……五

一身分及在学証明書ヲ受クル手段……六
一集会所使用……六
一食事……六
一火元注意……七
一郵便物……七
一宿所届……七
一疑義問合……八

九州帝国大学学生便覧

一授業料

年額百円ニシテ之ヲ二学期ニ分チ本学会計課ニ納付ノコト（分納金額及期間ハ左ノ如シ）

第壱学期　金五拾円　四月十一日ヨリ仝月廿五日マテ

第弐学期　金五拾円　十一月一日ヨリ仝月十日マテ

授業料金百円ハ大正十四年度入学者ヨリ適用セラルヘキモノナルヲ以テ十三年度以前ニ入学シタル者ハ入学ノ年ヨリ三年間（医学部学生ニ在リテハ同四年間）ハ従前ノ額即チ七拾五円ナリ

工学部、農学部及法文学部学生ノ便利ヲ計リ授業料受領ノ為日時ヲ定メテ工学部事務室ニ会計課ヨリ係員出張ノ筈ナリ其日時ハ随時掲示ス

授業料ヲ定日内ニ納付セサル者アルトキハ催告セラレ尚納付ヲ怠ルトキハ除籍ノ処分ヲ受クルニ依リ特ニ注意スルコト

一学友会費

一時金弐拾円（入会金共）ヲ入学ノ際納付ノコト

但シ大正十三年四月以前ノ入学者ハ一ケ年金参円ヲ弐学期ニ分チ授業料納付ノ際出金ノコト

右ノ外医学部ニ学友会アリ会費四ケ年分金拾円（入会金共）ヲ一時ニ授業料ト仝時ニ入学ノ際出金ノコト

一身体検査

学生ハ毎年四、五月ノ候ニ執行スル本学々生身体検査ニハ必ス出頭受験スルコト之ヲ受ケサルカ為メニ種々ノ不利益ヲ被ルコトアリ

一示達及通告

示達及通告ハ所定ノ場所ニ掲示シタル以上ハ一般ニ了知セラレタルモノト看做サルヽニヨリ常ニ掲示場ニ注意ノコト

一掲示手続

学生ニシテ掲示ヲナサントスル者ハ学生監ノ認許ヲ受ケ左記事項ヲ医学部ニ在リテハ学生監室、工学部、農学部及法文学部ニ在リテハ各所属ノ学部事務所庶務掛ニ至リ備付ノ帳簿ニ記入シ室印ヲ受クルコト

一通告ノ要旨

一掲示ノ期間

一通告者ノ氏名
通告用紙ハ特別ノ必要アリテ已ムヲ得サルモノト認ムルモノヽ外ハ方二尺以内トス
一退学、休学、復学、転学
右ニ関シテハ所属学部長ニ願出テ許可ヲ受クルコト
一身分ノ異動
右ニ関シテハ所属学部ニ届出ツルコト
一修学ニ関スル件
現在ニ於ケル教科書及参考書　学生ノ教科書若クハ参考書中ニテ本学図書館ヨリ之ヲ貸付セラルヽモノアリ
図書閲覧手続及閲覧日時　図書ヲ閲覧セントスル者ハ所属学部事務所ニ就キ閲覧票ノ交付ヲ受クルコト閲覧時間ハ当分ノ内午前十時ヨリ午后三時迄トス但シ休業日ハ開館セス土曜日ハ正午迄トス
尚目下建築中ノ図書館竣工シ開館ノ上ハ便宜多カラント思ハル
一奨学資金
学力優等品行方正ニシテ学資支弁困難ノ学生ニ貸費ノ途アリ委細ハ所属学部事務所ニ就キ承合サレタシ
一保健ニ関スルコト
学友会ニ運動部ノ設ケアリ剣道、柔道、弓術、水泳、端艇、庭球、野球、陸上競技、蹴球ノ各部ヲ具備ストラツクハ医学部構内及工学部構内ニアリ野球及蹴球場ハ医学部トラツクト同所ニアリ柔道、剣道ノ道場ハ医、工両学部ニアリ工学部ノモノハ目下使用ニ堪ヘサル状態ニアリト雖モ遠カラス改築セラルヽ望アリ庭球ノコートハ医、工、農各学部ニアリ弓術場ハ医学部裏運動場ニアルモ使用ニ堪ヘス端艇ハ目下建造費積立中ニ属スカツターハ四隻アリ其中一隻ハ橈走及帆走ニ使用シ得又帆走術指導ノ掛員ニヨリテ繰艇修得ノ便アリ
学生受診手続　診察ヲ乞フニハ次ノ諸項ニ注意ノコト
診察時間ハ休業日ヲ除キ毎日午前九時ヨリ十二時迄ナルニ付診察ヲ乞フ者ハ先ツ医院受付ヘ其旨申出テ左ノ受持医員ノ場所ニ至リ診察ヲ受クルコト

月、金　二　内　科
火、木　一　内　科
水、土　三　内　科

一兵役ニ関スルコト
徴集猶予　猶予出願ハ毎年四月十五日迄ニ聯隊区徴兵官宛ニ之ヲナスヘキ規定ニ付在学証明書ヲ要スル者ハ其時期ヲ失セサル様下付願書ヲ学生監室ニ提出ノコト
入営延期　入営延期願ハ当初出願ヲナス年ニ在リテハ八月五日迄翌年及其ノ後ニアリテハ毎年八月十五日迄ニ本籍地ノ市町村長ニ差出スヘキ規定ニ付在学証明書ヲ要スル者ハ其時期ヲ失セサル様下付願書ヲ所属学部経由学生監室ヘ提出ノコト

一身分及在学証明書ヲ受クル手続
所属学部長宛願書ヲ認メ学生監ノ認印ヲ受ケテ後学部長ニ提出ノコト
一集会所使用
学生集会所ハ二ケ所ニアリ第一集会所ハ医学部構内第二集会所ハ法文学部構内ニアリ
本学職員、学生々徒ニシテ集会所ヲ使用セントスル者ハ使用ノ都度第一集会所ハ学生監室、第二集会所ハ第二集会所内学生監分室ニ申出テ備付ノ帳簿ニ使用者ノ氏名、集会ノ要旨、使用室番号及年月日時間ヲ記入ノコト
使用時間ハ集会所内ニ掲示ス
一食事
学内ニ於テ食事ヲナス者ハ必ス指定ノ場所ニ於テナスコト
法文学部構内第二学生集会所ニ隣接シテ食堂ノ設ケアリ又医学部医院ニ連結シテ恵愛団ノ食堂アリ孰レモ簡単ナル食事ヲナスコトヲ得
一火元注意
常ニ火元ニ注意シ喫烟ハ必ス指定以外ノ場所ニ於テナサヾルコト
一郵便物
学生宛通常郵便物ハ医学部、農学部及法文学部ニアリテハ学生控所、工学部ニアリテハ所属各教室ニ配置シ宛名者ノ随時受領スルニ任ス
書留郵便物ハ所属学部事務所ニ留置キ宛名者ノ出頭ヲ俟チテ之ヲ交付ス
一宿所届
宿所ハ所属学部ニ届出ツルコト又授業料納付ノ際ハ必ス納付書ニ宿所ヲ記入シ転宿ノ場合ハ其都度直ニ届出ツルコト之ヲ怠ルトキハ郵便物其他通知ノ受領ニ遅延ヲ来タシ不都合ヲ生スルコト多シ
一疑義問合
右ノ外授業ニ関スル事項ハ各学部事務室ニ徴兵上ニ関スル事項ハ学生監室ニ出頭問合サルヽカ又ハ参銭切手封入承合セラルヽコト

九州帝国大学学生監室

二三四　箱崎町に望む

（『九州大学新聞』第四七号　一九三〇（昭和五）年九月一七日）

箱崎町に望む
「大学町」を建設せよ

一

由来箱崎町は我九州帝大の所在地としてその名を知られては居る。然しそれは果して「大学町」に適はしき内容と形式を備へて居るであらうか。
試みに一歩箱崎町に足を踏み入るれば一体其処には何があるか。道

路―それは晴れた日には黄塵万丈、雨の日には泥濘と化す。漁師町のこと故已むを得ないとは云へ、あの鼻を突く一種異様の臭気は何とかならぬものか。お隣の福岡市の絢爛たる文化も此処では一切拒否されたるものゝ如く、我々は此箱崎町に於て何一つとして「文化的」の香ひすら嗅ぎ得ないではないか。唯其処には無味乾燥な町並と高い下宿料と運悪く行けば伝染病とが存在するのみである、かゝる状態に我々はどうして満足が出来やうか。

二

斯く言つたからとて我々は現在の箱崎町を放縦な消費と俗悪淫蕩な近代都市に転化せしむる事を決して望むものではない。我々は唯「大学町箱崎」を建設したいのである。世界の隅々までも吹き捲る物凄い世界恐慌は至る処に深刻なる動揺と混乱を捲き起して居る。我国に於ても中小資本家の悲惨なる没落と、労働階級の極度の貧窮化は顕著なる事実となつて、今や数百万の失業群が職とパンを求めて巷に満ち溢れて居る。我々学生層も亦此激浪の中にもみにもまれて窮乏化して居る。学生々活は極度の窮迫を告げ、破綻に瀕しさへする者も続出する状態である。研究費の不足を嘆くは稍々贅沢に属し、授業料が納付出来なくて除名処分の脅威に曝さるゝ学生が毎年多数に上るのである。

我々がギリギリ迄生活を緊縮するも尚学資の不足に喘ぐは何故であるか。

下宿料の負担が実に膨大に過ぎるからではないか。我々の学費の大部分が下宿料としてムザムザ奪ひ去られる事実を我々は慎重に考慮しなければならぬ。

三

物価が暴落して居る現在、尚不当な利益を貪るものに家賃、下宿料、間代、電灯、風呂屋等々がある。我々は茲では直接関係ある下宿料、間代を取扱つて見よう。

全福岡の下宿屋は問はぬとしても、手近かの箱崎馬出方面を例に取つて見るに、尚依然として好景気時代の標準を保ちつゝある如くである。最近幾分値下げしたとは云へ、尚一般に廿七、八円、甚だしきは三拾円ふんだくつて平然たる者がある。而も栄養価の乏しい千篇一律な粗悪な料理ではウンザリせざるを得ない。さればと云つて部屋を借りて食堂へ行かうとすれば、どんな事が起るか。

間代は六畳八円五十銭などは安い方で、九円から十円もよこせと云はれて面喰ふ者もある、而も約三ケ月に亙る夏休中、間代を半額にするなどと云ふ殊勝な所は極めて稀で堂々と全額ただ取りして恬然として居る有様である。一方食堂はと云ふに、東洋軒の学生食堂を先頭に箱崎町は今や「食堂時代」を現出して居る。あちらにもこちらにも個人経営の小さい食堂が出来る。最初は相当食べるが月日と共に不味くなつて食堂通ひの大学生を悲しませるばかりである。小企業の私営食堂としては蓋し已むを得ないであらう。

四

箱崎町が今日の繁栄（？）を来したのも一に我大学が存在する為ではなからうか。我々が箱崎町に対して「もつと大学町らしくして欲しい」と云ふのは果して不当な要求であらうか。

箱崎町に対する一般の不平不満は既に久しいものがある。

それにも拘らず箱崎町は今に何等の考慮すら払はざるものゝ如くである。然し我々はそこに我々学生の積極的努力が為されなかつた事も認めなければならぬ。中洲へ、中洲へと流れ出る前に我々は我々自身の「大学町」を建設する為に凡ゆる努力を致す必要がある。「大学生活改善会」は一体何の為に存在するのか。眠れる猫の如く静寂を極め、飛んだ梨の礫の如く沓として消息がない。宜しく「大学生活改善会」は全学生の支持を得て此運動の先頭に起て！

我々は箱崎町に望む。

道路を改修せよ！

下水工事を完全にせよ！

下宿料、間代を値下せよ！

大衆的娯楽場を造れ！

町営の簡易食堂を設けよ！

其他大学と大学生の利便の為に凡ゆる設備を完全にせよ！

「大学町箱崎」の建設の為に！！

〔註〕原本に句読点追加。

二三五　大学町としての箱崎

（『九州大学新聞』第一一一号　一九三四（昭和九）年六月二〇日）

大学町としての箱崎

宇賀田順三

先日、農学部の一学生が、ヨットを走らせ乍ら、博多湾の波に消え去つたことは、限りないいたましさを人々に与えた。だが、そうした突発的遭難ではなしにただ病魔のためにのみ、寂しく青春を失ってゆく学生の数は必ずしも少いと云へない。私の知つてゐる少数の学生の間にあつても、毎年一人位は果無く病床に消えてゆくように記憶する。勿論それらの悲しい学生の疾病の原因はさまざまであつて必ずしも一つの原因に帰することは出来ないであらう。が、その原因の如何を問はず、もつと安らかに病気を療養し得る適当な場所はないのであらうかと云ふことは、私の頭に処中往来することである。病気の療養のことばかりでない一日の講義から勉強から疲れた時に、槍の一本も投げられるような、それとも、さつぱり湯浴の出来るような、グランドとか浴場とかないものであらうか、うまい夕食ののち軽い散策のための散歩道、土曜日の夜を楽しく寛ぐ娯楽場、一寸した設備を持つホール、といふようなものはないものであらうか。

といふ考へは、いつも私の頭から去つたことがない、だが、こう

した学生のための学内福利施設と云ふことは大学の然るべき方面で充分考慮してゐてくれることゝ確信する。だから、私は、今、大学内の福利施設といふことから暫く離れて、大学外の福利施設を考へて見よう。

◇

大学外の福利施設に就いて見る場合には先づ箱崎町といふものを考へてみる必要があらう。

箱崎は昭和三年末、面積〇、三六方里、昭和八年人口一三、八一六といふ小さい町である。この数字は古いものであり従つて其後若干の増加があつたであらうが現在の箱崎町を想像するに必ずしも不適当な数字でない。所が、一体、箱崎にどの位の学生が住んでゐるのであらうか。が、この数字を得ることは甚だ困難だし、第一、今までにそんな統計は出来てゐない、で差当つて、法文学部の学生に就いてその入学当初の宿所簿から見ると、次ぎのような数字を持つことが出来た。（尤も、この数字は極めて厳格に抽出されたものでないが、大体の傾向を卜するに充分である）（統計参照）

宿所地＼年次	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	合計
箱崎町	一一三	一四一	一四七	一一二	一二二	六三五
福岡市	七九	一二八	九四	七九	七三	四五三
香椎	七	一〇	一四	八	八	四七
方面						
其他	一九	二七	二三	二五	三	九七
不明	一	一一	一六	〇	〇	二八
合計	二一九	三一七	二九四	二二四	二〇六	一二六〇

これに依れば、法文学部では毎年入学者の半数若しくは半数以上が箱崎町に宿所を持つことになつてゐる。箱崎のうちを細分すると網屋、海門戸、阿多田、大和といつた方面に多く住んでゐる。福岡市内には先づ入学者の三分の一程度が住んでゐるが、その区域を分ると馬出、住吉、吉塚、薬院に多い。特に、福岡市内では、自宅から通学するものが少くない香椎、名島、和白方面は、案外住んでゐるように見えて極めて少い、其他とあるなかでは久留米が断然多い。概して、自宅通学の者が多いようである。

この数字の基礎としての宿所届は入学当初であるために（中には転居の度に届出てゐる者が相当多い）、必ずしも厳格なことは云ひ得ないが、昭和七年以降昭和九年入学者まで、即ち、法文学部の一、二、三年生に就いてみると箱崎町に住んでゐる者が約三八一人、全体の七二四人の五割三分強に当つてゐる。このことは、箱崎町にとつて大学からみると、極めて重大なことでなければならない。更にこの種の居住者が箱崎町におとすかねを見積つてみると相当の額に

達する。今、昭和八年九大新聞第八六号から、学生の生計調査を借りてくれば、学生の下宿料は朝夕食事付一ヶ月約二十円から二十五、六円、間代は一畳一円で約十円以内、とすれば、町内学生の宿所だけで既に一ヶ月二万円を超える。一年を十ヶ月として約一〇万円は必ず箱崎町に止まる。だが実際はこれだけに止まらないのは勿論である。今これを箱崎町の昭和八年度予算総額一四万一一〇五円といふ数字に対比すると、箱崎に居住する処の法文学部学生の宿料だけでその予算総額に達しようとする。これは大きな数字である。

それだのに箱崎町は、これら多数の町内学生のために充分な福利施設を試みてゐるであらうか、更に進んで、大学町としての準備と企劃とを充分に持つてゐるであらうか、このことに就いて、私は次ぎの三つを考へてみたい。

◇

第一には、箱崎町と福岡市との合併である。箱崎町が福岡市と合併すべきものであるか否かは、今、直ちに論断し難い、が凡そ市町村の合併は、原則的と云へば、必ずしも望ましいものでない。少くとも、嘗て内務省地方局長に依つて昭和二年九月六日に発表せられた貧弱町村の合併をなすべしと云ふことは具体的に直ちに承認されるものではない。市町村合併の比較的行ひ易く且行ふべきものは唯、大都市隣接の市町村の場合である。仮令ば、京都、大阪、東京の如き近時の例がそれである。が、この場合に於いても合併が果して適切であるか否かは尚難問がある。仮令ば、東京市の場合、合併後に於ける区域の拡大は、他の原因と相俟つて東京都制――東京都長官選となつてあらはれてゐる。嘗て永田東京市長がその合併直前新東京市区域の視察に飛行機を以てしたといふことは、地方自治の立場から云へば、余りに滑稽なことではならうか。それと、福岡市と箱崎町との合併とは、勿論余程異なつてゐるが、いよ〳〵合併するならば、合併のための適切な条件を考へると共に、特に、合併後、大学町としての施設を充分ならしめよう考慮しなければならぬ。又、若し、合併しないならば、独立の大学町としての存在を確実にして以て大学町らしい施設を充分ならしめなければならぬ。思ふに、箱崎町に、筥崎宮の鎮座ましますことゝ、大学の所在することゝは、共に、箱崎の誇りでなければならない。

第二には、箱崎町と都市計画とである。昭和六年十一月都市計画福岡地方委員会の発表に依る福岡都市計画地域図をみると、箱崎町は、大学及び筥崎宮を除いて殆ど全部が工業地域として予定されてゐる。その地域配分面積は、住居地域が二四五、七〇七坪（全体の一割八分）商業地域が八四一六五坪（全体の六分）、工業地域が一〇二九三二四坪（全体の七割六分）といふ具合である。これらの数字をみると、将来の箱崎町は工業町として発展するもののやうである。が、箱崎町は、一体どんな種類の工業を現在に持ち、且将来に持つ積りであらうか。所で、一面、工業化した箱崎町に将来とも学生の

多数が居住するとしたら、どんなことになるであらうか。

これに関聯して、もう一つ問題となるのは大学職員の居住地である。大学職員が大学所在地に住んだ方がいゝことは多言を要しない。特に、学生との人格的接触といふ点からみるならば職員殊に教官の住居地は大学所在地にあつた方がいゝが、実際はどうなつてゐるか、これを医、工、農、法文の四学部の教授、助教授、講師の居住地に就いてみれば次ぎの通りである。

（昭和八年十一月九州帝国大学職員録）

	医	工	農	法文	合計
箱崎町	一一	六	三	六	二八
福岡市	五五	六八	三二	四三	一九八
香椎名島方面	〇	〇	三	二	五
其他	三	九	四	一三	二九
合計	六九	八三	四四	六四	二六〇

この数字も現状とは若干の隔りがあるが、大体の状勢をトするに足る。其他といふ見出しで工学部と法文学部とに多いのは各々に兼任者が少くないためである。在外研究員は各学部共、其他のうちにこれを含めた。又本部関係の者は全部これを除外してゐる。

これに依ると箱崎に居住する講師以上の者は、全体の一割一分弱に少い、その七割一分弱はすべて福岡市に居住してゐる。これはどんな原因に依るかは必ずしも明白でないが少くとも、箱崎町に適当な住居地が見当らないことだけは確である。しかし乍ら、このことは、箱崎町として無関心でゐられるべきでない。箱崎町が住居地を考慮し、適当な住居を持つに至つたならば、箱崎町民としての大学関係者は著しくその数を加えるであらう、そのことは、大学と学生とのためばかりでなく、箱崎町の経済的社会的発展のためにどれ程有利であるかは賛言を要しない。

第三に、箱崎海岸地先の埋立てである。箱崎の浜が埋立てられること自体だけでも、私にはよい企図と考えられなかつた。あの美しかつた、砂浜は、もう絶対にみられないばかりでなく、農学部裏の松林が敢無く枯死してゆく様は詩人でなくとも無量の感慨がある。だが、埋立工事が竣工して仕舞つた現在では、埋立地の利用方法こそ最も適当に考へられるべきである。海に面した埋立地が先づ、工場地として考へられることは当然である。だが、一体どんな工場が誘致されるのであらうか、工場用水、燃料、原料臨港線、と、こう数えただけでも、どれもこれも困難な条件ばかり具備してゐるのではないだらうか、と言ふわけでもあるまいが、この頃は海岸埋立地を住宅地としてでも処分したいといふ分譲広告が出てゐる。それも一理あることかも知れない。がもう一歩進んで、箱崎町が大学の又は一般のために大学の又は一般のグラウンド若しくは、その他の福

利施設地としてこれを提供せしめるの方法を考え得ないのであらうか。大学としても亦あの位の地域を擁して諸般の福利施設を持つことは、真に大学の使命を遂行するに必要なことであると共に、一面一般社会の福利を助長するに適切なことであると思ふ。

たしかに、箱崎が大学町として存在することは最も望ましいことである。これがためには、箱崎町が、まず大学のために且又学生のために適切な準備をなすことが最も必要なことゝ思ふ。

（昭和九年六月十七日夜）

第四節　学生運動と三・一五事件

二三六　九州帝国大学セツルメント創立趣意書

（『九州大学新聞』第三号　一九二七（昭和二）年一〇月一〇日）

九州帝国大学セツルメント創立趣意書

真善美の境地を望み人類の正義平等なる標語を翳せるセツルメントの運動は、太平洋の彼方英国に端を発し爾来幾星霜、世界各国各処に種々なる形式、及意義を以て発達し今日の如き社会運動の形を取るに迄展開し来つたのである。我国に於ても冠するに此の名を以てし、着々所期の目的を実現しつゝあるものに東京帝大セツルメントがある。総ての社会事象は歴史的進展過程に於て、夫々特殊性があり重要性を認め得るが如くセツルメント運動を通観するも亦、時代を異にし国により各々特殊的な意義を有する事を観取し得る。

然らば吾九大セツルメント存立の意義如何。現今の吾国社会に於ても不自由と貧苦と疾病と教養の欠乏に悩されをる巨多の無産群を見る。共存共栄であるべき社会に何人も此の如き現状を黙視し得るであらうか。吾人は此の如き現実の弊状を見るに忍びず、よりよき社会の建設を希望するが故に自己の為し能ふ力の範囲内に於て現情を匡正補導し得る分野を考ふる時、偶然にも恵まれたる境遇により長く知識を独占し来つた吾人学生が、人類の社会生活に必須不可欠

なる精神的教養の欠乏に災されたる無産者群に知識の分与を為し、それ等の人々をして精神的に自由に且心身の能力を展開せしめ得る様に誘導する事の適切にして緊要なるを痛感すると共に、其責務が吾人の肩上にありと信ずるものである。

吾人は従来の如き劃一的教育を避け、上から下へ臨むが如き態度を去り、無産者群の生活圏内に入り込んで家族的な小社会を形作り、知識を獲得せしむる機会を与ふると共に反面に於て、社会の現状に就て正確な知識を得、概観よりする空疎な論断を避け以て吾人の社会研究をしてより正鵠妥当な方向に導かしめんとするのである。

此意味に於て吾人の事業は教育より進んで実費医療の実行法律、人事相談の設備、託児所設置等の必要を感じ漸次に出来得べくんば同時に之等をも兼ね合せ以て所期の目的を貫徹せんとす。

吾人の力は微々たるものである、唯止め難き青年の熱情と真摯とを以て九大セツルメント設立を遂行せんとするものであるが故に、大方識者諸賢の熱誠ある御賛助に俟つ処大、否無之しでは到底所期の目的を達成し得る能はず、幸に吾人の意のある処を諒とせられ、只管に御援助御声援を賜はらん事を切望する次第である。

九州帝国大学
セツルメント　創立委員会

二三七　学友会解散嘆願書

（『九州大学新聞』第四九号　一九三〇（昭和五）年一〇月三一日）

嘆願書

去ル六月二十三日法文会普通会員大会ハ左ノ理由ニ依リ多数決議ヲ以テ九州帝国大学学友会ノ解散ヲ要求スベキ旨決議仕候

理　由

一、近来多数学生ノ学資ノ窮之甚シキヲ致セルコト
一、学友会費ト法文会費トノ二重負担ニ苦シメルコト
一、学友会各部ガ専ラ委員及選手ノ為ニ利用セラレオル事

右ノ次第ニ有之候条何分ノ御取計被下度此段及嘆願候也

昭和五年十月　　日

法文会普通会員幹事一同

九州帝国大学学友会
会長　松浦鎮次郎殿

二三八　共産党事件の学界に及ぼした波紋

（『九州大学新聞』第九号　一九二八（昭和三）年四月二四日）

我が九州大学では最も被害が多かつた

石濱、佐々、向坂三教授塚本助手辞職

学生七名処分と研究会解散

吾が九大の学園に於いても此のあらしは研究会解散、学生の処分

教授の罷免と曰ふ三つの暗礁をめぐつて数日間猛り狂つてゐたが果然、二十一日午後十一時事態は急転直下し三教授一助手の辞表提出を一段落として先づ鳴りを静めた。今暫く、各新聞紙の報ずるまゝに、大風一過の跡を眺めつゝ、事是に至るまでの九大に於ける経過を眺める。

文部省の招電に接し十四日正午上京した大工原九大総長は直ちに文部省に出頭西山専門学務局長と約一時間会見した後、文相官邸に赴き水野文相、山崎、粟屋両次官、西山、武部、白上各局長と協議した。同日午後四時文部省は大工原総長の報告を基礎として省議を開き文部省の提案をもたらして総長は十七日午後十一時帰福、翌十八日午前九時大学本部総長室に入り同日正午より春日法文学部長、岡部学生監を招いて二時間に亘り鳩首密議を凝らし、午後二時愴惶として退出した、岡部学生監は総長と協議の結果寺島検事正を福岡検事局に尋ね検束されたる学生に関し調査をなした。当時、問題視されてゐたのは向坂、佐々、石濱及び外二教授で十八日朝出校した佐々教授は午前八時半より十時まで確信あるものゝ如く担任講座たる政治学、本学期最初の講義をなしたが、其の講義の最後に当り、「一時的未梢的の事件に対して落着いた研究をなし神経過敏であるなと」学生を諭して退出、石濱教授は上京中、向坂教授は遂に姿を見せなかつた、尚九大学生三名は廿四五名検束せられたが一名は釈放、三名は責付になつたと曰はれてゐる

明けて十九日午前九時総長室に於いて緊急学部長会議同十時より約二時間に亘つて法文学部教授会が開かれ学生処分の問題が議せられた。更に午後三時より評議会が開かれ各部長及び評議員等約十名出席、春日学部長、同学部評議員高田教授（評議員西山教授は病気欠席）は右教授会の意嚮をもたらして評議会に臨み、高田教授の如きは強硬に放学処分に反対したと曰はれてゐるが、遂に放学に決した。法文学部教授会の意嚮と評議員のそれとはやゝ径底があつたものとも報導されてゐる、遂に午後五時に至り社会文化研究会に対しては十九日附を以つて解散を命ずると共に法文学部学生二名、法文学部選科生一名、農学部一名合計四名の放学処分を発表した。

次いで二十日早朝より大工原総長は登学し、終日総長室に籠り片山農学部長、春日法文学部長、大岡書記官、岡部学生監等と教授罷免問題に関し密議を凝らし又学生の処分につき更に法文学部学生二名、医学部学生一名を諭旨退学せしむるに決した。尚同日午後四時より学部長会議を開き、四学部長及び評議員小野寺医博、植村林博、大岡書記官も列席して教授の処罰問題につき熟議を重ね、同五時退出した。

続いて二十一日午前十一時より法文学部有志教授会を開き、三時半一時中止し、春日学部長は総長と会見し更に再議会を開き、前後八時間に亘つて議論沸騰しつゝ協議は続行せられたが結局、総長の処置に積極的の反対もなく六時半散会、斯くて総長は急使を三教授

の許に遣はし来学を求めたるも出校しなかつたが、三教授は総長よりの辞職勧告に先だち二十一日夜十一時辞表を春日学部長の手を経て総長に提出すると同時に左の声明書を発表した。

唯今私の方から春日部長に来て頂いて吾々の方から自発的に辞表を提出致しました、右について次の様な声明を致します

大学存立の意義は一に研究の自由にある、而してその拡充は吾々の窃かに期したる処であつた然るに今やその自由は不当に縮小され終るのを見る、吾々はこれ以上かゝる学苑に留まるの無意義を信じ爰に連袂辞職を決意したのである、去るに臨み従来研究を共にしたる同僚諸氏並に愛する学生諸君の健在を祈る

昭和三年四月廿一日夜

佐々弘雄
石濱知行
向坂逸郎

又辞表を接受するや、九大に於いて旬余注目せられてゐた三大問題は解決せられたと曰はれてゐる。大工原総長は左の声明書を発した

本学の法文学部は従来屢々世評に上つて遺憾を感ずることが尠くなかつたが、今回愈々本学将来の健全なる発達を期せんがために遺憾ながら三教授の辞表を取次ぐのやむを得ないことに至りました

斯くして昨秋法文学部の内訌問題に関して法科十一教授中六教授の休職者を出して以後後任教授一名の補充もなく一時学生をして路頭に迷はしめた法文学部は爾後一年を経ぎる今日、再度法科に於いて残余六教授中一教授、経済科専任六教授中二教授の辞職者を出して、三度、創立の受難を嘗めんとしてゐる。

二三九　退職する九大三教授

（『福岡日日新聞』一九二八（昭和三）年四月二二日）

退職する九大三教授
処分決定と聞いて曰く
意気地ない大工原総長
向坂教授語る

愈処分確定の報をもたらして向坂教授を訪へば同氏は語る。

愈々確定したんですか、長い事種々風評を立てられて弱つてゐましたが、然し斯う決定してしまへば却つて気安い気持です。僕一人が犠牲者になればそれで済むものと考へてゐましたが、同僚の佐々、石濱両教授も道づれにされたのは意外です。大工原総長は文部省の弾圧強要に意気地なくも屈従し、大学自治並に学問研究の自由を剥奪蹂躙した罪は軽からぬものがある。全く今度の事件は将来に悪例をのこすもので、今後大学教授は落ついて研究も出来なくなりませう。法文学部の教授会がどうした態度をとるかに

私は多大の興味を感じてゐますが、大学教授の地位が斯くなつても安々と揺ぐものとなると吾々以外の教授にしたところで安閑とはしてゐられますまい。教授会はなほ波瀾を生じはしますまいか。やめさせられたとなると差し当りパンに困るが、目下歯の治療中だからこれが癒つたらすぐ上京するつもりです。

【略歴】明治三十年二月福岡県大牟田市不知火町に生れ、五高を経て大正十年東大経済部卒業同学部助手となり、十一年四月経済学研究の為英独二ケ国に留学を命ぜられ十四年帰朝、九大助教授に任ぜられ、十五年六月九大教授となり経済学第三講座担任、同年評議員を命ぜられ、昭和三年二月評議員を辞し現在に及んだ人。

随分無茶な事

佐々教授語る

随分無茶な事をするものだ。自分としては先の大穴（昨年の法科教授内訌事件）が埋つたら退職したい希望も持つてゐたのであるが、どうせやめるなら少しぐらゐ早くても心残りは少しもない。然し差し当りパンに困るので何んとかせねばならぬが、気を落ちつけて勉強もし、著述をしたり、原稿を書いて生活する積りです。当分福岡にをります。法文学部の教授連も此の大袈裟な馘首には黙つてはゐないでせう。吾々としても例の共産党事件と全く関係の無いのにも拘らず、何等かの連絡がある如く臭はされ馘首されるのは不本意でもあるから、他の二教授とも相談の上吾々の立場を明らかにする為め声明書を発表しようかと考へてゐます。

【略歴】明治三十年一月熊本市新屋敷町故佐々友房氏の次男に生れ、五高を経て大正九年東大法学部政治科卒業、助手となり十年外務省欧米局第二課に勤務、十一年依願免官、同四月政治学政治史研究の為英独仏に留学十三年帰朝、同十二月九大教授に任ぜられ現在に及ぶ。

自由の天地へ

塚本助手語る

斯うなつた以上私のやられる事は当然で覚悟は定めてゐます。然し私は所謂共産党事件には何等関係なき事は此の際特に明言しておきたい。どうせ此の六月にはやめなければならぬ事になつてゐたが、今やめるとしても唯二ケ月速くなつたといふだけです。学生の処分は余りに苛酷である。殊に第二次諭旨退学に処せられた人達は気の毒に思ふ。研究会の解散も無法である。研究会での一時間の真面目な研究は十時間の講義を聴いたのにも匹敵すると思ふが、文部省や総長は学生は講義だけ聴いてゐれば沢山だといふのだらう。こんな不愉快な大学にゐて小さくなつてゐるよりは自由の天地に出て自分の信ずる道の研究に没頭したいと思つてゐる。やめさせられたとて今更心残りに思ふ点は一つもない。唯自分が中心となつて今度の左傾教授馘首の如き問題が起つたのだとすれば迷惑をかけた先輩教授方には甚だお気の毒である。

【略歴】塚本三吉氏は福岡県八女郡福島町本町出身、大正十一年五高を出で同十四年東大経済学部卒業、同十五年九大助手に任ぜられ現在に及ぶ。

いふだけ野暮

石濱教授語る

「あとかたも無いことに変な風評を立てられたばかりで馘首されるとは意外です。然し向ふがやめさせるといふのなら仕方がなく、不平を云つたところで無駄のことで諦めるより仕方がありません。云ひ度いこともあるが、云ふだけ野暮でせう」

【略歴】明治二十八年三月兵庫県淡路島に生れ、大正九年東大法学部政治科卒業、満鉄に入り同十一年三月満鉄退社、同四月経済学研究の為英独留学、十三年帰朝、同十一月九大助教授十四年五月九大教授となり、経済学第二講座担任現在に及ぶ。『闘争の跡を尋ねて』の著書あり。令弟金作氏は創作家として知られてゐる。

苦々しき弾圧沙汰

法文学部某教授語る

法文学部某教授は語る。

こんな事で教授が三名も辞めさせられるといふのは全く意外である。露骨な文部当局の干渉弾圧は苦々しい限りである。将来吾々もどんなつまらない事で馘首されぬとも限らぬが、さうなると全く落ちついて勉強も出来ないわけだ。常に文部省の鼻息を伺ひ、云ひたい事も云へず小さくなつてゐなければならぬとなると大学も随分窮屈なものとなるだらう。吾々は今回の犠牲者に対して深甚の同情を表するが、又同時に吾々自身の為にも当局の此の弾圧に対して何等かの抗議を申立てねばならぬ。

〔註〕原本に句読点追加。

二四〇　大工原総長談話

（『福岡日日新聞』一九二八（昭和三）年四月二二日）

多少の動揺はあるか知れぬが責は一身に負ふ

大工原総長語る

此辞表取次の理由は言明の限りではないが、之と共に従来必ずしも届出でなかつたことであるけれども、単に社会科学に限らずすべての集会には、その会の目的、名前、会員数等を詳細に届出しめ認可を受くることを要することとし、充分注意して一層取締を厳重にし、学生をしてその方向を誤らしめないやうに努めたいと思つて居る。後任の補充についてはまだ考へてゐぬ。何れ東京、京都両大学より補講を求むることにならう。後任銓衡の際には大学教授として思想中庸を得たる人格者を採用したいと思つてゐる。なほ学部長会議及び評議員会に教授処分問題を附議したのは単に参考として聞いただけで実は評議員会には持出さぬつもりであつた。度々諮問すると此等の人々に責を分つかのやうに解釈され面白くないと思ふからであ

る。実は自分の肚は既に早く決つて居たので少しも他に責を分つ意はない。なほ本省に対しては当局者が色々心配すると思つたので自分の肚だけは内報して置いたのであるが、その内容が貴紙に文部省の方針等と発表されて困つたから其後は決つた事は当方で発表する事とした訳である。問題の成行は時期が時期であり皆が知つて居て呉れる事だから大体に於て大した事にはなるまいと思ふが、多少の動揺はあるかも知れぬのでその反響を見極めた上でなければ自分は上京せぬ積りである。

〔註〕原本に句読点追加。

二四一　共産党事件に関する九州帝国大学総長告諭

（『九州帝国大学時報』第一二〇号　一九二八（昭和三）年四月二五日）

告　諭

学第五〇〇号

本学学生ノ若干名ガ今回ノ共産党事件ニ関聯シ本学ガコレラニ対シ放学ノ処分ヲナサザルヲ得ザルニ到リシ事ハ恂ニ本職ノ遺憾トスル所ナリ

大学ノ目的ハ大学令ノ示スガ如ク第一国家ニ須要ナル学術ヲ教授シ其ノ蘊奥ヲ究メ第二人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スベキニアリ然ルニ此ノ目的ニ専念スル事ヲ忘レテ我ガ国体変革ヲ試ミントスルガ如キ企画ニ近カントスルコトハ実ニ大学ノ使命ニ背馳スルノ甚シキモノト云フベキナリカヽル矯激ナル邪説ニ迷サルヽ所以ノモノハ全ク世界ニ冠タル我国体ノ精華、日本固有ノ文化ソノモノニ対スル理解少クシテ徒ラニ奇ヲ衒ヒ新ヲ好ムガ為ナリ由来我国ノ之ヲ歴史上ヨリ見ルニ仏教、儒教等ノ外来ノ思想ニ心酔スル事ナク常ニ善ク是等外来ノ思想ヲハ我国固有ノ精神ニ融和セシムル事ヲ得タリ然ルニ昭和ノ新時代ニ於ケル最高学府ノ学生中矯激ナル外来思想ニ惑溺スルモノヽ生シタル事ハ実ニ本職ノ痛惜措ク能ワザル所ナリ

大学ハ其ノ愛スベキ学生ヲ処分スル事ハ最モ苦痛トスル所ナリ況ンヤ父母兄弟ノ悲嘆ト心痛トヲ考フルニ於テヲヤ然リト雖モ事苟クモ国体ニ関シ大学ノ使命ニ係ハル場合ニ於テハ情ノ為メニ理ヲ曲クベキニアラズ此レ大学ガ敢テ今回ノ処分ヲ決行シタル所以ナリ

学生諸子、諸子ハ向後相互ニ戒メテ再ビカヽル憐ムベキ学生ガ本学ヨリ出ツル事ノ無キ様ニ注意シ本学ノ名誉ヲ回復スル事ニ努力セラレンコトヲ望ム

昭和三年四月二十四日

九州帝国大学総長　大工原銀太郎

二四二　会ニツイテノ手続

（一九二八（昭和三）年五月一〇日制定）

会ニツイテノ手続

本学々生ニヨリテ組織セラレタル一定ノ会（例ヘバ福岡同窓会、九大カンプ倶楽部、九大教育研究会等ノ如シ）ハ爾今毎年五月中ニ所定ノ用紙ニ左記事項ヲ記入シテ学生課（医学部ニ於テハ学生課分室）ニ届出ヅベシ

会員名簿規則書ノアルモノハ添付ヲ要ス

新ニ会ヲ設立セントスルトキハ学生監（医学部ニ於テハ学生監事務取扱）ノ許可ヲ受クベシ

願書及届出用紙ハ学生課又ハ学生課分室ニ於テ交附ス

記

一、会ノ名称
二、会ノ目的
三、設立年月日
四、事務所々在地
五、指導者ノ姓名
六、会ノ委員又ハ幹事ノ姓名
七、会員数
八、会費額

〔註〕『九州帝国大学時報』第一二二号　一九二八（昭和三）年五月一五日。

二四三　学生生徒に関する思想事件

（『学生思想事件一覧』第一輯　一九三〇（昭和五）年一二月）

○九州帝国大学

学友会問題ニ関スル件

五、六、一六福岡県警察報

九大学友会解散問題ニ対スル大学当局及学生側ノ意嚮ノ要領左ノ如シ

1　大学当局

学友会解散問題ハ全国的問題トナレル状態ナルモ九大ハ東大其他ト地方的状況ヲ異ニスル関係上即急ニ解散ノ要ヲ認メズ目下之ガ存続ノ可否ニ付慎議中因ミニ五年度学友会費ノ納入成績ハ概シテ良好法文学部ハ毎年成績不良ニシテ解散論モ全ク同部ノ一部急進分子ノ学内左傾化ノ手段トシテ策動セルニ過ギズ一般学生ハ積極的意嚮ヲ有セズト

2　法文学部左傾学生ノ態度

同部弁論部幹部宮崎吉武、梶井雄二郎等ハ学友会解散演説会ヲ計画セルモ大学当局ヨリ阻止セラレ爾後対策講究中ナリシガ本件ヲ悪宣伝ノ材料トシテ一般学生ヲ煽動シ近ク弁論部主催ノ下ニ学内演説会ヲ開クベク準備中ナリ

学友会弁論部内規制定計画ニ関スル件

五、六、一九福岡県警察報

前件ニ関シ弁論部委員ハ左傾学生ノ策動ヲ概シ委員下記四名、弘田正巳（法文）平野正美（工）東野致明（医）光易弘造（農）出席ノ下ニ六月十五日第二学生集会所ニ弁論部委員会ヲ開キ左傾学生ニ対スル牽制策トシテ弁論部内規ヲ制定スルニ決シ同草案ヲ作成学校当局ニ提出シ認可ヲ得ベク画策中ナリ

法文学部左傾学生ノ討論会開催計画ニ関スル件

五、六、二五福岡県警察報

九大内左傾学生ハ六月二十一日ノ弁論会ニ於テ学友会解散ノ烽火ヲ挙ゲタル処更ニ梶井雄二郎、宮崎吉武、弘田正巳等の左傾学生ハ一般学生ニ対スル「アヂプロ」ノ方法トシテ六月二十五日学生集会所ニ於テ法文学部学芸部主催ニ藉ロシ討論会ヲ開クベク企画シ弘田ヲ主催者代表トシテ学校当局ニ願書ヲ提出シタルガ当局ニ於テハ之ガ許否ヲ考慮中ノ模様ナリ

学友会委員辞任問題ニ関スル件

五、九、二六福岡県警察報

学友会委員弘田正巳ハ今回病気ニ藉ロシ委員ヲ辞職セルガ本人ハ予テ左傾学生間ニ重キヲ為シ来レルトコロ頃日来同志間ニ確執ヲ生ジ之ニ基因シテ辞任セルガ如キ風評アリ学校当局ニ於テハ補欠選挙ノタメ九月二十六日、二十七日ノ両日投票、二十七日開票即時発表スルコトヽシ準備中ナリ

学友会委員補欠選挙ニ関スル件

五、九、二九福岡県警察報

弁論部委員弘田正巳ノ委員辞任ニ関シ九月二十七日之ガ補欠選挙ニ当リ立候補セルハ法文学部生牛島晴男ノミナリシタメ無投票ニテ当選ニ決定シ就任セルガ本人ハ大学内ノ左傾学生中ノ中堅分子ニシテ同人ノ弁論部委員就任ハ相当注意ヲ要スト認メラル

二四四　思想関係ヨリ見タル訓育方法

（『思想関係ヨリ見タル訓育方法』　一九三一（昭和六）年三月）

○九州帝国大学

一、諸会ノ指導　凡ソ学生ノ組織スル団体又ハ会合ニハ総テ原則トシテ指導者ヲ置クコトヽシ必ズ之ヲ学生課ニ届出デシメ、毎年新学期始メニ於テ届出デ更改ヲナサシム。其ノ中指導者アル会合ニ対シテハ訓育費ヲ支出シ必ズ学生課職員又ハ教授、助教授、講師等ノ中適当ナル人ヲ選定シテ出席ノ上指導ノ任ニ当ラシムルコトヽセリ。

因ニ昭和四、五年度ニ於ケル訓育費支出件数次ノ如シ。

昭和四年度　二〇〇件

同　五年度　十二月現在　一六〇件

二、名士講演　学校ニ於テ必要ト認メタル時、若クハ学生ノ願出ニ応ジテ適当ト認メタル場合ハ、諸名士ヲ招待シテ随時講演会、座談会等ヲ催シ訓育補助ノ一端トス。例ヘバ最近ニ於ケル西田天香

氏、尾崎行雄氏、碧梧桐氏等ノ講演ノ如シ。

三、諸講演演説会等ノ出席　思想上注意ヲ要スト認メタル場合ニハ学ノ内外、時ノ如何ヲ問ハス必ス二名以上ノ学生課職員ヲ出席セシメテ、此等ノ会合ニ於ケル出席学生ノ動静ニツキ注意シ、他日訓育指導ノ一助タラシム。

四、写真並ニ課員ノ学内巡視　学生課学生掛ニ於テハ掛員交替ヲ以テ学内ヲ巡視シ、保護監督ノ任ニ当ラシムルト共ニ掲示ノ注意、学生ノ動静ニツキ警戒ヲナシ、又学生課ニ於テハ全学生ノ写真ヲ縮少復写シ、職員ハ之ニヨリ可及的ニ学生ノ氏名其他ヲ知ルコトニ努メシム。

五、新聞ノ切抜　毎日ノ新聞ハ之カ閲読掛ヲ置キ思想上訓育上注意スヘキモノハ皆之ヲ切抜カシメ、別ニ備ヘタル切抜帳ニ貼付ケテ保存シ他日ノ用ニ供ス。

六、寄　宿　舎　寄宿寮ニ関シテハ学生入舎ニ際シ特ニ注意詮衡ヲナスノミナラス、学生課職員中正副二名ノ主任ヲ置キ課長主事之ヲ督シテ舎生ノ指導ニ当ラシムルノミナラス、学生課員交替ニテ宿直ノ任ニ当リ懇親融和ノ実ヲ挙クルコトニ努ム。且時々親睦会、遠足会等ヲ催シ相当ノ効果ヲ挙ケツツアリ。

七、体育的施設ノ完備　健全ナル思想ノ養成ニ資スル助成的方法トシテ体育ノ奨励ハ極メテ必要ナル事ナルヲ以テ、学友会ノ各運動部充実ト共ニプールノ建設、ヨツトノ建造等ヲ図レリ。

八、日本思想史講座　法文学部内文科国史講義中竹岡勝也教授ノ近世日本思想史講義ハ学生ノ健全ナル思想ヲ養成スルニ資スルモノアリ。依テ法文学部ニ於テモ時間割ヲ適当ニ配分シテ法科経済科ノ学生ニモ選択科目トシテ聴講ニ便ナラシメツヽアルヲ以テ、一週二時間ノ講義ニハ多数ノ出席学生アリ。

二四五　九州帝国大学生を中心とする極左組織

（『思想調査資料』第一一輯　一九三一（昭和六）年八月）

九州帝国大学生を中心とする極左組織

昭和五年四月、九大法文学部学生M某は同Y某及私立九州歯科医学専門学校生徒T某と共に福岡市住吉宮崎方に（ママ）中心指導部を組織し、無青福住支局を設けて、本社と連絡し、一面街頭分子と連絡し、無青の受配をなして居た。同年九月十日頃右三名はオルガナイザーとなり、学生層に於ける無青の配布を強固にし、以て学外運動の支持援助を為さしめ、一面労働者の組織を指導することを協議した。偶々大学内に於いてはS・M某N某S・N某等読書会を組織して居たが、M某はS・N某と協議の上同廿日頃右読書会のメムバーをその儘無青班メムバーとなし、ABC班バット班明治班闘争班を組織し無青の配布網を確立した。更に彼等は工場労働者を全協系労働組合に集中し之を貯水池として無青班の組織確立及其の運動拡大を決議しM某は化学食料方面Y某は出版交通方面T某は金属通信方面を

担当し、産業別に無青を配布し、更に久留米方面との連絡を取り同年十一月中旬迄の間に無青凡そ七八十部を配布した。加之十月頃より事務局を設置し謄写機を備へ全協日本化学労働組合久留米分会其の他名義のビラ、支局ニュース、漫画、Y班学協ニュース等を多数作製し、十一月七日ロシア革命記念日に際して法文学部教室、図書館及び各工場に貼撒布し主義の宣伝大衆の煽動を画策した。

その頃M某は上京無青無新及全協の各本部との連絡を遂げ、帰福後他日佐賀方面との提携を想定して福岡支局を福佐支局と改称した。其の頃より翌年二月上旬迄の間に七八回に渉り更に無青を配布した。而して学生方面には九大四班九歯一班計五班確定メムバー約三十名、工場方面には福岡久留米を通じて三班確定メムバー約三十名、未組織十名を獲得、福佐支局ニュース、学協ニュース等を発行配布した。

其の他全協系日本繊維労働組合福佐支部を設け其の統制下に三分会を確立確定メムバー約二十名未組織数十名獲得、其機関紙「福佐繊維」、「赤イ足袋」を発行之を全協機関紙「労働新聞」「繊維労働」等と共に配布した。

警察当局は本年二月六日に至り突如M某Y某を検挙、爾後相次いで十三名の九大生を検束したが取調の結果三名起訴せられ他は釈放せられた。

大学当局に於いても放学一名諭旨退学三名の処分を為し其の他の関係者にして在学者には学部長に於いて説諭訓誡を与へた。

尚組織概要を図解すれば前頁下段の如くである。

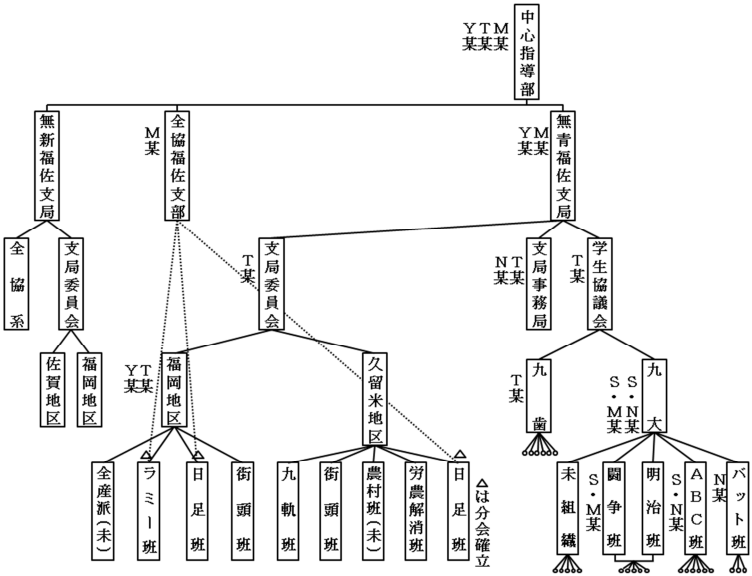

二四六　九大学生消費組合解散に関する件

（『学生思想事件一覧』第二輯　一九三二（昭和七）年八月）

九大学生消費組合解散に関する件

六、七、六学校報

一、事件の概要

九大内左翼学生間に於ては昭和六年初頃より学消設立の意向を有する如き風聞ありしが、四月新学期開講と共に前学年度より東京市芝区愛宕町二丁目の自宅に帰省中なりし大島實等の帰学と共に俄然該運動の進展を見るに至れり。即ち法文会所属九大新聞部及学友会弁論部委員の一部と連絡し、九大法文学部内法文会所属たる共済部に着眼し、之を法文学部より独立せしめ全学的学消に解消せしめむ事を計画せり。

京大学消よりは指導者自称川崎某（本名は金崎忠彦の由）と称する者を迎へ、数日間滞在せしめその指導を受け、且東京学消、早稲田学消と聯絡しつゝ漸次結成に進みたり。共済部員は最初事の真相を知らずして賛成の意を表しつゝありしが、学生課長、共済部指導教授の説諭により次第に反対の立場を表明するに至れり。然るに設立者側は法文会則を楯とし、法文会総会開催を要求し目的の貫徹に努めんとせるため、法文学部長は大学行政の方針に反する虞あるの理由に依り之が開催を禁止せり。かくて学内に於ける設立運動の困難なるを探知するや、彼等は愈々学外設立を企図し、某文房具店所有の空家が工学部裏門前に在るに着眼し、向高祐興（法文学部昭、三、入）をして自炊勉学のためと称し借用せしめ、福岡市内二、三の商店より委託販売の形式にて商品を仕入れ、大学に届出なく営業許可をも受けずして六月二十二日を期し開店するに至れり。其の設立経過に於て弁論会、出身学校別同窓会等凡ゆる機会を利用して組合の拡大、メンバー獲得に奔走する傍ら種々なるビラを殆んど隔日毎に撒布し宣伝に努めたり。

二、大学の処置

大学に於ては七月二日評議会を開き、協議の結果右組合は昭、三、五、一〇制定の会に就いての手続規定に違反し、許可なく設立したるものなるに依り之に解散を命じたり。

三、前記ビラに於ける主なるスローガン

「全九大二千の学生諸君！　学消に入れ！」と題するビラ

全学生は即時組合に加入しろ！

中間商人の搾取を排撃しろ！

学生は学生の店へ！

反動共済部をボイコットしろ！

学内公認を闘ひとれ！

九大学消拡大強化万歳！

「全学生よデマを蹴飛して進め」と題するビラ

「新らしく生れた九大学生消費組合に加入しろ」と題するビラ

一銭の物でも学生は学消から買へ！

〔註〕原本句読点なし。

二四七　本年二月九大学生等検挙に関する件

（『彙報』第一四輯　一九三二（昭和七）年八月）

○九州帝国大学

本年二月九大学生等検挙に関する件（学校報）

福岡県下極左運動に関し本年二月二十四日一斉検挙あり、本学関係学生其の他、他校学生等にして検束又ハ参考人として呼出されたるもの三十二名ありたるが、此の中卒業せるもの起訴二名（五月十七日及び五月三十日）、起訴猶予一名、在学生起訴保留三名、起訴猶予四名を出せり。事件の概要左の如し。

一、左翼文化団体関係

昭和六年十一月法文学部学生田中某は産労本部指揮の下に本学中退生と共に産労九州支所を創立し、学内外に産業労働時報、インターナショナル等を配布し、便宜この配布網に依りプロレタリア科学をも配布せり。又昭和六年六月頃築地小劇場が福岡市にて興行せる際、学生左翼分子は同劇場員と座談会を催し、之を動機として仝年九月福岡市にプロット系前衛劇団を創立するに至れり。其の維持員の学内勧誘には法文学部学生永松某之に当り、維持費の徴収、演劇新聞の配布を行ひ、演劇サークルを結成し、同時に学生柳原某は文学新聞ノ発売頒布を行へり。

二、自治学生会準備会読書会関係　（第一図参照）

従来自学は存在せざりしが、昭和六年終り頃より左翼学生間に創立の考を有するものを生じ、本年二月中に三回自学準備会創立の会合をなし、法文学部に於ては出身学校別に、工・医両学部にては科別に自学の班を作ることを申合せたるが、第二回会合には共青細胞たる学生が協議を指導せり。又昭和六年十一月頃法文学部学生松隈某は読書会を統一して其の責任者となり之を指導し、R・Sニュースを発行せり。

三、赤色救援会関係　（第二図参照）

昭和六年六月赤救福岡地方委員会再建せらるるや、文学部学生泰平某は其の間接の指導下に本学赤救責任者となりて活動し、後其の任務を法文学部学生野崎某に譲れり。其の実際運動としては班代会議、学校班総会、地区総会等に参加し、救援の各種基金募集ビラ撒き等に活動せり。

四、無産青年並レーニン青年配布　（第三図参照）

昭和六年六月医学部学生櫻井某は学外極左分子の指導を受け、本学内に無青配布網を作り、其後工学部学生縄田某に其の地位を譲り、学校班、農村班、工場班、等の責任者となりたり。然るに仝年十一月末無青が共青の直接指導下に入るや福岡地方無青配布網も共青の指導を受くるに至り共青同盟準備会と称せり。之より先

無青本社との連絡は前記繩田某が本学責任者として法文学部学生吉村某を指名し、全人は学内に無産青年、レーニン青年等の配布を為したり。又別に共青細胞を作らんことを企て、共青細胞会議準備会を開き、二月十二日市内某所に会合し、其の活動方針等を協議せり。

五、全協支持関係

昭和六年十一月頃学外極左分子某の指令に依り、前記繩田某は九大内に全協支持団を組織することとなり、法文学部学生櫻井某、森山某（何れも逃走中）と協議したる結果、三班の支持団を作りたるものの如きも、櫻井、森山は未検挙なるため未だ詳細判明せず。

現在迄の検挙学生十二名にして、内本年三月卒業せるもの二名あり。

本件に対し大学当局は七月五日評議会を開き、協議の結果左の如く処分並処置せり

諭旨退学　七名

訓戒　三名（別に誓書を徴せり）

〔註〕原本句読点なし。

（図一第）

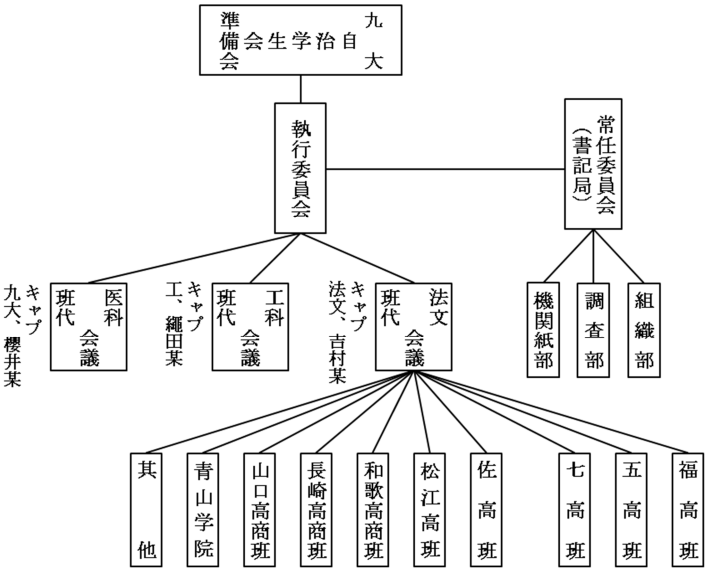

班校学区地岡福救赤（図二第）
態　形　織　組

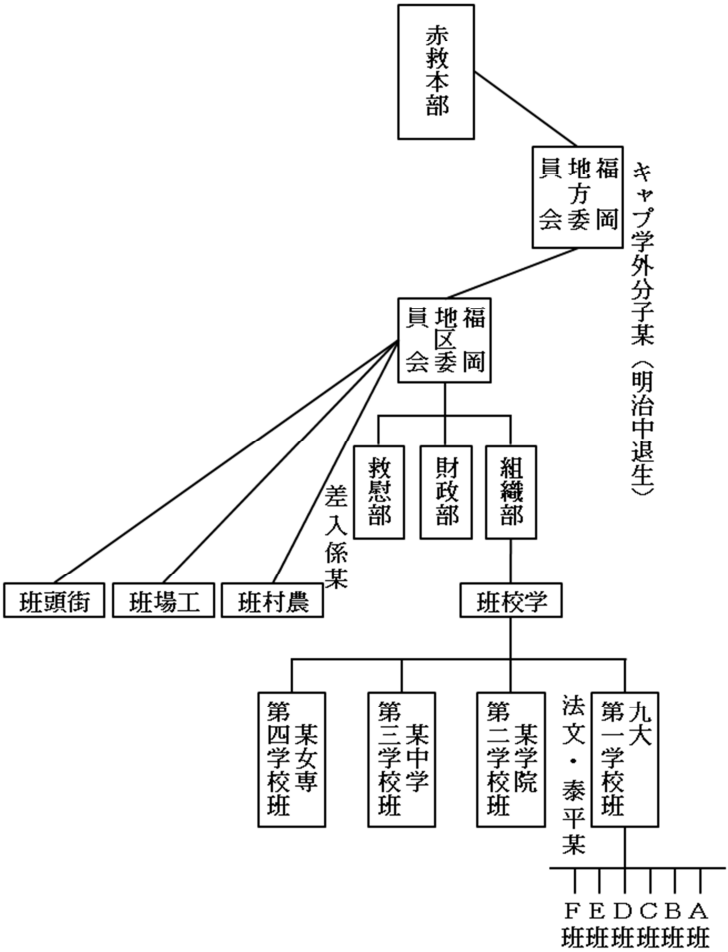

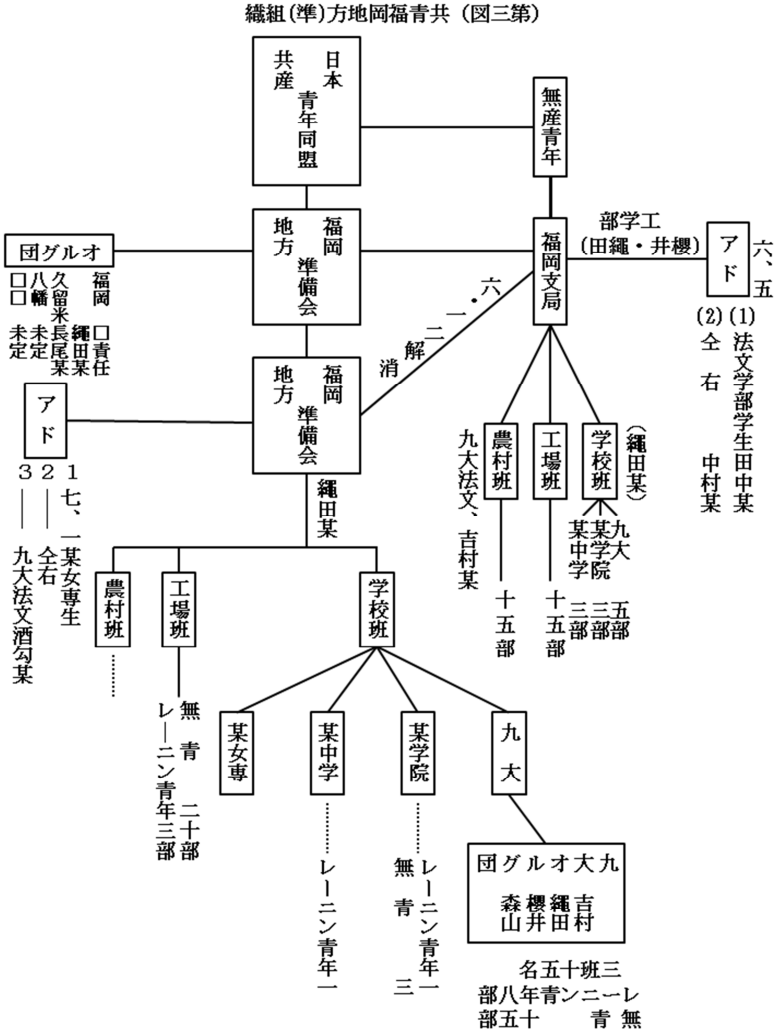
織組(準)方地岡福青共（図三第）
日本共産青年同盟
無産青年
福岡地方準備会
福岡支局
部学工（田縄・井櫻）
アド
六、五
(2) 全 右
(1) 法文学部学生田中某
中村某
団グルオ
福岡口
久留米八幡口
長尾某未定
縄田某未定
口責任
六・一二解消
福岡地方準備会
アド
1 七、一某女専生
2 全右
3 九大法文酒勾某
縄田某
農村班
九大法文、吉村某
工場班
十五部
学校班
（縄田某）
九大某学院
某中学
五部三部三部
十五部
農村班
工場班
学校班
無青
レーニン青年三部
二十部
某女専
某中学
レーニン青年一
某学院
レーニン青年一
無青三
九大
団グルオ大九
森山櫻井縄田吉村
名五十班三
部八年青ンニーレ
部五十青無

二四八　共青其の他極左組織発覚に依り学生検挙に関する件

（『彙報』第一九輯　一九三三（昭和八）年二月）

◎九州帝国大学

共青其の他極左組織発覚に依り学生検挙に関する件

昭和七年八月以降九大に於ては学内極左組織及学生の外部に対する秘密策動発覚し八月より十月に亘り学生五名検挙せられ爾来取調を受けつつありたるが二名は十月十四日付起訴其の他の二名は何れも起訴留保に処せられたるを以て大学当局に於ては関係学生に付て慎重調査し同年十二月九日評議会に於て協議の結果十二月十二日付放学二名（起訴）十二月二十八日付諭旨退学二名（起訴留保）の処分を行ひ更に本年一月十七日評議の結果他の一名（一月一日付起訴留保）を一月十八日付諭旨退学に処したり。事件の概要左の如し。

一、全協関係

昭和七年二月の一斉検挙に依り一時潰滅したる全協福岡支部協議会の再建を企図し全協中央部派遣オルグ伊藤某と医学部学生櫻井某とは街頭分子とともに同年四月中旬頃より秘かに会合し組織方針を確立せる結果、福岡、久留米、筑豊、北九州等各地区を定め夫々責任者を置きて工場、炭坑、病院等に働きかけたり。

六月に至り櫻井は病気のため帰京することとなり其の後任として法文学部選科生森山某をオルグと定め活動を継続せしめ八月上旬には九州地方協議会組織委員会を結成し更に若松、八幡、小倉等の各工場及筑豊地方の炭田を目標として勢力の拡大を計りたり。

又学内組織としては先に九大全協支持団の結成ありしが昭和七年二月の一斉検挙後法文学部学生安田某、選科生森山、医学部学生櫻井等中心となり法文檜垣某外数名の学生に依り全協支持団を維持し或は街頭分子と連絡し其の間基金カンパニア労新九州版の発行、メーデー闘争アジビラ、八・一反戦デーカンパの檄文撒布、敷島炭坑争議の指導等を行ひたり。

二、赤救関係

前記檜垣、櫻井、森山等の三名は更に昭和七年二月下旬、協議の結果赤救の再建を企図し檜垣は学校班責任者、森山は学外組織との連絡に当り同年四月中旬、赤救福岡地区委員会を確立し五月には赤救本部との連絡に成功し森山は同地区責任者となりたり、六月に至り森山は其の地位を檜垣に譲り全協関係の部署に移り爾来屢々班代表者会議を開催し学校、農村、街頭の三班約二十六名のメンバーを獲得し機関紙救援ニュースを発行せり、右の内学校班に於ては檜垣等中心となり新メンバーの獲得に努め一時九大無産団体協議会を開き赤救オルグを出身校別に選定せしもやがて右協議会を解散し有力メンバーのみを以て左の組織を確立したり。

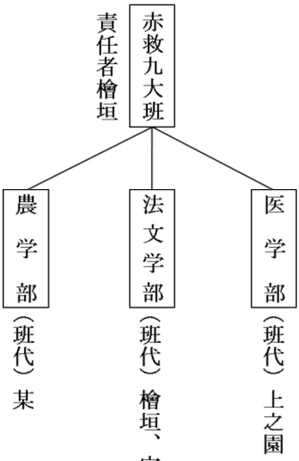

三、九大自治学生会準備会

昭和七年五月上旬前記檜垣、安田、淵洸（元法文学部聴講生）等中心となり自学結成のアジプロを行ひ其の間檄文を撒布し又赤救の線に沿ひニュースを配布しつつありしが同年九月に至り自学組織確立し学校新聞の発行を計画せるも実現に至らずして検挙せられたり。

四、日本共産青年同盟関係

昭和七年二月の一斉検挙に依り共青本部との連絡一時断絶せるが其の直後前記淵洸、安田、櫻井、森山等に於て再組織運動を協議し同年七月中旬淵洸上京し法政大学学生某と会見し種々運動の結果了解成り、組織方針、規約綱領、機関紙受理等を約し又アドを定めて帰福せり、之より淵洸は前記学生等を勧誘し党建設者、赤旗パンフレツト、無産青年を配布するとともに檜垣を勧誘して同盟に加入せしめ森山、上之園、安田は檜垣を介して加入手続中検挙せられたるものなり。

二四九　九大満蒙問題研究会瞥見

（『九州大学新聞』第七三号　一九三一（昭和七）年六月八日）

九大満蒙問題研究会瞥見　　仁科　謙

近時学内に於て、唯一の全学的集りとして噂に上つてゐるのは、九大満蒙問題研究会であるが、その本質を究明して見たい、この研究会は、昨年九月の満洲事変を契機として呱々の声をあげたのであるが、昨年来暗澹たる世界不況の中に何か重苦しい空気の漂ふて居た日本の情勢を変化せしめたものは満鉄爆破事件であつた、これをきつかけにして、日本民族としての大問題が、国内的にまた国際的に錯綜して、我等の眼前に捲き起つたのであつた、此の時期に当つて此等の問題について学術的に研究を進めたいと言ふ要求の下に、計画されたのが此の研究会であつた、更に我々の見逃す事の出来ないのは、計画者の意図には、より深い大学学生々活への省察が、重大な動機となつてゐる事である、最近大学存立の意義について兎角の

非難を為す者が多いが、殊に法文系統の卒業生の中には、あの白堊のビルデングを、失業者製造工場抔と言つてゐる者もある、一体この如何にも冷たいコンクリートの中で、頭を冷しながら学理を研究するとしたら、どんなにか能率があがる事だらうと、考へるのであるが、それだけこの白堊の中には、豊かな暖さをもつた人間味が欠如してゐるのではあるまいか、九大満蒙問題研究会の発意者の意図には確に、この学内に於ける独逸流の煉瓦積的な、理論構成にのみ忙しく、真に人間らしい暖味のある学問の忘れられてゐることをなげいてゐることを看取する事が出来る、従つて大学の学生々活が、変な西洋かぶれのした、而も西洋にもあり得ない様な個人主義的生活を、送り迎へて居る事を遺憾としてゐる事も頷ける我々としてもかゝる見解に対しては少くとも、一応の反省を試みなければならないと思ふ、実際一日中法文の重箱の隅ほじくり許りではあるまい、何れにしても、この研究会の会員達の人生観乃至世界観には、従来の大学生活の個人主義的な、原子主義的な、独りよがりの弊風を打破せんとする意気が漲つてゐるのである、彼等の人生観は学生にふさはしい朗らかな態度と、若人らしい正義観とを以て、真面目に世界の動きを観察し、大和民族の行く手に関心を持つてゐる、そして彼等は親しい気持で、自発的に研究を続けてゐるのであつて、その会合は所謂官許でもなく、又外部の後援も全くないと言ふ事は確かである、従つて彼等は純然たる研究団体であつて、巷間の所謂フアツシヨ的団体とは、全然縁りもないものである、彼等の会合は誠に温味のこもつたもので、恐らく彼等のみ享有する、羨ましい美点であらう、会員達はいづれも、明るく朗らかで、軽挙妄動する会合ではなく、流布されてゐるが如きものでは決してないのである

穏健にして、真摯なる研究会である事は各方面から、之を断定して間違はないのである

然らば、具体的に彼等は何んな事をやつてゐるか、矛を転じて見よう、彼等が綱領として掲げてゐるものは次の如くである

一、目的、満蒙問題に関する正確なる認識を深め、大和民族の進む可き道を究明す

二、会員、九州帝大、医、工、農、法文の各部学生

三、研究方法、各会員の自発的研究の発表、毎週一回

四、会費、月弐拾銭

等であり、法文学部の鹿子木教授及半田講師を指導教官としてゐる、而して、既に十数回に亘つて研究発表をやつてゐるが、特に目につくのは

一、満洲事変の文化史的考察

一、平和論の一考察

一、満洲の資源について

一、国際聯盟について

一、満蒙の金融財政々策

一、満蒙の農業政策
一、蒙古に於ける赤露侵略について
一、日本の国際的地位の変遷
一、満洲に於ける労働運動

等々であつて、何れも有意義なものである、右に見る如く、この会では、実際的意見が重んぜられ、全く観念的論議を排して、現実的である事が覗はれる、マルキシズムの如き、オツポジション、サイエンスを斥け、物質より精神に重きを置くのだ、そして、現実を重要視する事は現実そのものゝ、歴史性を尊重することである、彼等は真の国際主義、人類主義は我々日本人としては、大和民族の歴史と、理想に立脚する事に於て、深遠なる文化的意義を見出し得るとなしてゐるのである

日本の思想界の混乱に、真面して学生らしい新らしき道を開拓せんとする努力であると見ることが出来る、今や、我々は流行マルキシズムの正体を見、そして又不可解なテロの横行を見る時、学窓に在る我々として、如何なる態度を持すべきだらうか、牢固たる信念は輸入ものや、観念的理屈からは生れない、唯土壌の中から萌え出るのである、土に生れ、土に立つ者こそ永遠の力を持つてゐる、この研究会は正しく此意味に於て、日本の土壌に立脚し、そこから栄養素を摂取しようとするのだ、そして彼等の取扱ふ問題は、架空なものではなく、現実の問題而も、大学の深奥に在つては分化し、解体されたものゝ、綜合的実体そのものである、此の点我々は強い魅惑を覚えずには居られない、又一面から見るとこの会は各学部の多数の学生を会員としてゐるのであるから真の綜合大学の面目を発揮してゐるのだ、学生々活内容の純化と充実のため、此の研究会の健やかな成長を希つて筆を擱く

二五〇　満研遂に解消す

（『九州大学新聞』第一一二号　一九三四（昭和九）年七月五日）

果して皇道会との触れ合で
満研遂に解消す
活動統一主義への犠牲か
右翼団体分裂の真相

満洲事変勃発以来学生の満蒙問題に対する関心は、同問題に関する一般社会の非常時的認識化と共に、極めて鋭敏且熱烈なるものがあつたが、本学では昭和六年十一月、全国の大学に率先して、満蒙問題に対する理論的研究機関として所謂満蒙問題研究会が学生の手により創立され、鹿子木教授を指導教官として今日に及び過去三年間其業跡、学的並びに事態の現在及び将来性の正しき把握に於て学生会員七十余名を擁して常に学内唯一の右翼論陣を構成してゐたが、最近同教授を指導教官とする皇道会との関係に於て、遂に解消の止むなきに到つた事は同会が非常時の反映を受けて、其歩んで来た足

跡が華やかであつただけに非常時未だ解消されぬ現在同会の解消は一沫の淋しさを感ぜしめるものがあると共に、解消の原因に就いては多数学生の関心事とされてゐる。

同研究会解消の直接の原因は最近研究会々員名簿作成に際し皇道会々員の一部を指導教官の許可無くして同名簿より除名した事により鹿子木教授が指導教官を辞したので同会が指導教官を失つた事によると一般に信ぜられてゐるが之は近因中の一モメントに過ぎなく実は一昨年十二月同教授指導の下に反満研的一部会員の手による皇道会創立より一ケ年半に渡り理論的研究を主として、それにより現実の問題を如何に解釈するかに重点を置く地味な満研派と所謂皇道主義を遵奉して非常時の根本観念を形成敷衍せんとし学生運動の社会化の気味を漂はせた比較的華でな皇道会との間に、内面的な対立があつた事は見逃せない事実である。加之指導教官は兎角皇道会を重視し、名簿事件前すでに皇道会一会主義の内意を側近者に漏らしたと伝へられてゐる。対立は常に進歩への要素である意味では此度の解消も妥当視されるかも知れないが、又斯かる二つの会が同一の指導教官の下にあつた事は何れか一方の解消を不可避的ならしめた一つの直接原因でもあらう。

要するに満研としては現在自己の主義を押通すかそれとも皇道会の主張に合体するかの岐路に立ち、種々の事情を考慮し遂に一切を清算するの止むなきに到つたものと見られる。

之に対して指導教官鹿子木教授を訪へば

『満蒙問題研究会の解散の直接原因は私が辞めた為めであるが事実に於ては満蒙に於ける諸問題も、研究会創立当時と異なり種々の変化あり、同問題研究を目的として出来た研究会は一言にして言へば既に充分其目的を達したのでここに解散する事になつたのである。新聞紙に研究会の一部の人が会を就職に使用すると書いたそうだが、それは全く事実無根の謗言である。

皇道会の精神は既に御存知でせうが日本人として当然持たねばならぬ国民道徳で凡ての行動の根本をなしてゐるのであるから特に満蒙問題に限らずより広い観念の研究であり、日本のみならず全世界を指導する根本原理である。之からは此の皇道主義の為めに諸君と共に研究を進めたい』

次に満蒙問題研究会解散につき某幹事は次ぎの如く語つた。

『現在の吾々の気持ちは幾度か辛酸を歴て、志始めて堅し。丈夫は玉砕するも、瓦全を恥ず。云々といふ西郷さんの心境にも似てゐると云へませう。兎に角余り皆様に御迷惑をかけては、と考へまして今日迄会員凡てが沈黙を誓つてゐたわけです。

今からお話し致します事は私自身の考へといふより、むしろ会の意思であります。即ち会の幹部は今迄凡ての事について、一致し当会の意思に於て行動して来たのであります、故に、誰彼の言といふ様な事はありません。さて吾が会の解散の原因は全く複雑

でありまして一々具体的に原因を申しのべる事は、この際差控へさして頂きたいと思ひます。それで要するにその由つて生じた遠因は兎に角、その近因とでも云ふべきものはかうであります。即ち

這般来、研究会として、一部会員の除名といふ処置を断行しました処、その手続上穏当を欠くの理由のもとに会長鹿子木先生より幹事の全員辞職を迫られましたが、然し、これについて会の先輩並に幹部一同はその幹事の処置を已むを得ざりしものとして、全般的に支持せられ幹事としては、それは会の意思であり断然辞職し得ぬ旨、強調致しました処、会長は遂にかゝる会は今後指導し兼ねるとの名目のもとに、円満に会長の職を辞せれる事となりました。

而して研究会としましてはさきに会長は既に辞職の内意すらもらされて居られた由、仄聞致しまして、この際その御意思を尊重して遂に先生の職をひかれる事を御受け致す事になりました。

そこで我々の研究会はその後、緊急種々万般の事情を綜合して、慎重なる協議を度々重ねました結果、茲に、昭和六年創立以来三星霜、その間全学的輿論の支持と、会の先輩並に会員諸兄の没我的努力とに依り、輝しき歴史を残しつゝ、着実な歩みを歩んで益々進展の途上にある、吾が研究会の解散を、この際、断行する事が穏当である事を認めるに至りましてこの旨発表したわけです

云ふ迄もなくこの事については先輩の方々は勿論我々の一致した考であるとは云へ、さて会に別れるとなると、流石『育ての親であり、且つ育ての子』に別れる悲壮な気持です。そしてこの気持は決して皆の者が忘れんとして忘るべからざるものでせう。たとひ会は形式的に解消しても、その歴史的精神は脈々として我々一同の中に末長く生命を保ち発展するでせう。又我々の凡てに対する誤認があるとすれば、それは時が解決するでせう。故東郷元帥の

『おろかなる心につくす誠をばみそなはしてよ、天地の神』

ですよ。これ以上お話しする事は遠慮した方が宜しいかと考へます。

二五一　国綱会創立に関する件

（『彙報』第三七輯　一九三五（昭和一〇）年四月）

○九州帝国大学

国綱会創立に関する件

昭和九年六月二十六日九大満蒙研究会（昭和六年十一月創立、指導教授鹿子木員信）解散後一部旧同会員にありては之に代る学内団体の設立を計画し指導教授推戴に奔走し来りたる所小出教授の承諾を得たるを以て直ちに学内集会としての手続を了し十一月六日同学構内第二学生集会所に於て標記団体の発会式を挙行したるが其の組

織内容左の如し。即ち前記農学部教授小出滿二指導の下に学生幹事二名を置き会の庶務に当らしめ、会員としては旧満蒙研究会員中皇道会（昭和七年十二月創立、指導教授鹿子木員信）員たるものを除きたる卒業生並学生約三〇名を以て組織し、事務所を「福岡市外箱崎町新町二、四三一光安方（会員学生の止宿先、但当分の内）」に置けり。同会の行動としては九年十一月十七日佐世保鎮守府軍事普及部長加藤正大佐を招き「軍縮問題を中心として」と題する講演会を開催せり。尚同会の目的、綱領等に付ては特に決定するところなきも左記趣意書中に覗ふを得べし。

趣　意　書

世界の動向は混沌として予測を許さない。

問題は西洋自身にもあり又東洋自身にもある。然し暗澹たる風雲の中心は躍進する日本に対する西洋の焦慮にあるが如くである。翻つて国内を省みるに背負つてゐる世界史的運命を負ひ遂げるには解決しなければならない幾多の問題が内在してゐる。殊に自然的或は政策的な諸原因に基く農村の全面的困窮があり精神生活の確立されざる不安がある。非常時の非常時たる所以は実に深刻と云はねばならない。

今や国運の将来を憶念し、この混沌たる現実の姿を直視して新しき解決方法を発見して行くことは現代日本の学生たる我等にとつて与へられたる当然の使命であり又我等の止み難き至情である。

本会は日本人たるの意識を以て廻転自在なる展望の上に立ち、遠く、又近く我等の眼前に発生蟠踞する諸事象を、国運進展の方向に従つて批判検討し以て之を明確に把握し認識する事により更に日本人としての自覚を高めつゝ大学生活の内容を豊富なるものたらしめようとするにある。

我等は至誠に基きて自律し何物よりも拘束を受くる事なく、又我等の研究対象は精神科学及自然科学の全分野に亙り極めて自由に且つ広く、世界現勢に於ける国家当面の諸問題を順次究明論評する。

本会は毎月例会を催しその都度会員各位をして拉し来れる事項の研究発表をなさしめ、又総ゆる方面に亙る先覚権威の講演を乞ひ多角的知識の吸収に努むる。次に座談討論等により会員相互の理解並親睦融和を計り依つて以て我等学徒の視野と覚悟とを拡充、強固にし、他日各自の処世観、人生観確立の契機たらしめん事を期す。

即ち本会は、その具体的手初めとして現下に於ける国家当面の死活問題たる農村問題、軍縮問題、思想問題等を俎上に上せ着実にこれらの研究を進めようと思ふ。こゝに諸賢大方の御賛同を仰ぐ。右趣意す。

九州帝国大学国綱会

二五二　学生生徒ノ福利施設

（『学生生徒ノ福利厚生施設』一九三五（昭和一〇）年三月）

○九州帝国大学

主トシテ学生主事、学生主事補以下学生課職員其ノ衝ニ当ル之ガ組織及ビ経営方法等次ノ如シ。

記ノ一

一、学資ノ補給、内職ノ斡旋等ニ関スル施設

学資補給ニ付テハ本学ニ於テ一定条件ノモノトニ交付スル諸育英団体ノ奨学資金支給ニ付キ斡旋ヲナス外学生ノ申出ニヨリ富豪又ハ特志家ノ育英団体等ニ依頼シ之ガ補給ニ努力シツヽアリ。

更ニ学生々活ニ便スル為メ内職斡旋ニ努力シ家庭教師、新聞社ノ校正、商品ノ販売等ノ希望者ニ対シテハ人物ヲ看タル上適宜ノ斡旋ヲナシ、相当ノ効果ヲ収メツヽアリ。然レ共近時ノ不景気ノ為メ労役ニ依テ生活資料ヲ求ムル学生益々増加ノ傾向アルヲ以テ学生課ニ於テハ本学教授、仏教、及基督教青年会等ノ諸団体ト連絡シ、多方面ニ渉リ斡旋セルモ数多キ学生中ニハ猶未ダ其生活ノ安定ヲ欠ク者アリ。

育英団体ノウチ其ノ資金貸与ヲウケル者比較的多キモノニアリテハ、貸与学生ヲ召集シ、課長始メ学生課員ト当該団体役員ノ出席ヲ乞ヒ共ニ懇談会ヲ開催シ師弟相互ノ情誼ヲ深メ訓育指導上遺憾ナキ様努メツヽアリ。

又法文学部内法文会共済部モ内職ノ斡旋ニ関シテハ学生課ノ指導ヲウケ連絡ヲ保チツヽ之ガ斡旋ニ努力シツツアリ。

二、就職ニ関スル施設

別ニ就職ニ関スル施設トシテハ存在セサルモ学生課ハ常ニ外部トノ交渉ニ腐心シ、各学部ト連絡ヲ保チ、適当ト認ムル学生ノ推薦ニ力メ居レリ。

三、保健、衛生、医療等ニ関スル施設

(イ)　学生ノ健康衛生ニ関スル施設トシテ学生課ニ於テハ大正十五年十一月ヨリ簡易ナル学生診療所ヲ開設セリ。即チ工学部第二仮教室ノ建物内ニ診療室、患者控室、薬剤室、小使室等計四十二坪ノ内科診療設備ヲナシ、九大附属病院職員中ヨリ内科三名、外科二名精神科、眼科、耳鼻科、皮膚、整形外科、歯科、放射線治療科各一名ノ学医ヲ嘱託シ、内科ハ学生診療所ニ於テ其他ハ附属病院ニ於テソレゾレ診療ニ応ズルコトトス。尚診療所ニハ看護婦一名、調剤師一名アリ。外ニ学生課職員中ヨリ雇員一名診療事務補助ノ任ニ当リ、日曜日祭日及ビ大学通則ニヨル春夏冬各期休業日ヲ除キ毎日午後三時ヨリ午後五時迄（金曜、土曜ハ午後一時ヨリ三時迄）受診ニ応ズ。経費ハ大学ニ於テ之ヲ負担ス。昭和八年度ニ於ケル入費ハ次ノ如シ。

昭和八年度

物件費　三五〇・〇〇円
人件費
内科三人　手当　一六二〇・〇〇
賞与　ナシ
内科以外　手当　ナシ
九　人　賞与　七二〇・〇〇
手当　五四〇・〇〇
調剤師　賞与　五四・〇〇
手当　七五六・〇〇
看護婦　賞与　一二〇・〇〇
計　三、九一〇・〇〇
総計　四、二六〇・〇〇

尚診療取扱件数ヲ病類別ニ示セバ次ノ如シ。

自昭和七年十二月一日　至同八年十一月末日

内　科（学生診療所取扱）　一、七八四
外　科（附属病院赤岩外科取扱）　二九〇
（同　後藤外科取扱）　六一〇
整形外科（附属病院）　七四
皮膚泌尿器科（同右）　三、五七一
精神科（同右）　六〇
眼　科（同右）　一、二七七
耳鼻咽喉科（同右）　四、六八五
歯科口腔外科（同右）　三、一一八
放射線治療科（同右）　二四四
合　計　一五、七一三

(ロ)　此外文部省令ニヨル学生生徒児童身体検査規定ニヨル定期身体検査ハ学生課之ヲ主管シ、其ノ施行ニ際シ注意ヲ要スルモノニ付テハ其旨ヲ伝ヘテ特別ノ診療乃至注意ヲナシ以テ学生一般ノ健康衛生保持ニ努ム。

四、身上相談ニ関スル施設

主トシテ学生主事並ニ主事補其ノ衝ニ当リ主事補中ニハ特ニ人事相談係ヲ置ク。学生ハ自己ノ問題ニ関シ随時学生課又ハ課員ノ私宅ニ至リ或ハ身上或ハ学資金（生活費）ニ関シ、又ハ家庭ノ問題若ハ身心欠陥上ヨリ来ル悩ミニ関シ夫々意中ヲ披瀝シテ相談スルヲ以テ課員ハ熱誠以テ之ニ応ジ善キ指導者温カキ相談相手トシテ其ノ方途ヲ過ラザル様善処スルコトニ努力シツツアリ。

五、宿所ノ供給、指定、斡旋ニ関スル施設

(イ)　宿所ノ供給　本学工学部構内ニ建坪二〇〇坪ノ九大寄宿舎アリ。定員十九名（一室一名）学生主事之ヲ監督シ、小使夫婦共世話ニ当ル。炊事ハ学内食堂ヨリ出張運ビヲナス。

(ロ)　宿所ノ斡旋　本学学生課ニ於テハ毎年二月中旬ヨリ三月末日迄ニ課員ノ受持区域ヲ定メテ毎日三名乃至四名宛市内外ノ下

宿業者ニツキ調査ヲナス。尤モ一般学生ハ素人下宿ヲ好ム傾向アルヲ以テ主トシテ其ノ方面ノ調査ニ努力セリ。調査ノ状況ハ一定ノ用紙ニ記入シ、地方方面別ノ下宿調査簿ニ登録ノ上学生課ニ備ヘ学内一般ニ其ノ旨掲示シテ土地不案内ノ新入学生ハ勿論一般学生ノ便ニ供シ居レリ。

猶経済上或ハ修養上ノ事由ニヨル特殊希望者ニハ諸種ノ修養会等ニテ平素一般住民ト深キ関係ヲ有スル職員夫々ノ家庭ニ交渉ノ上便宜ヲ与ヘ居レリ。又法文学部内法文会共済部モ本件ニ関シテハ学生課ノ指導ヲウケ連絡ヲ保チツツ之ガ斡旋ニ努力シツツアリ。

六、集会所、娯楽室等ニ関スル施設

学生課所管ニ属スル第一、第二ノ学生集会所アリ。

第一学生集会所ハ医学部南隅ニアリ。主トシテ医学部学生之ヲ使用シ、碁、将棋等ノ娯楽器具ヲモ備付ク。

地坪　四百六坪余

建坪　三百十七坪余　木造

第二学生集会所ハ工学部構内西隅ニ位置シ主トシテ工、農、法文学生之ヲ使用ス。

建坪　百四十五坪　木造

延坪　二百七〇坪（ママ）

両者共之ガ使用ハ午前八時ヨリ午後十時半迄トシ、予メ学生課ニ使用願出ヲナシ、許可ヲ得テ所定ノ時間之ヲ使用ス。主ニ学生ノ諸集会ニ利用セラレ相当実績ヲ収ム、両集会所共小使（夫婦）所内ニ止宿シテ掃除其ノ他ノ世話ヲナス。

七、日用品、学用品、運動用具等ノ廉価供給ニ関スル施設

（イ）共済部

法文学部内法文会ニ属シ昭和二年四月一日設立サル。

事　業

1、直営事業、法文学部内諸講義及名刺等ノ印刷取次頒布ヲナシ会員ノ利便ヲ計リ、併セテ文房具一式日用品、メリヤス類、煙草等ノ雑貨ヲ販売ス。市価ヨリ一割内外ノ安価ナリ。

2、指定商事業、洋服類、靴及革製品類、簡易食堂、薪炭類、書籍類ハ商人ヲシテ法文学部内ニ出張店ヲ出サシメ比較的安価ニ提供セシム。

3、其他古書交換会、下宿紹介等ヲナスモ極メテ小規模ノモノナリ。

管　理

会計ノ安定ヲ期スル為管理者トシテ法文学部法文会会計主任ニ依頼シ帳簿、証券、金銭ノ保管ヲナサシム。

委員及使用人

委員ハ定員六名ニシテ単記無記名投票トシ毎年一、二月ノ頃翌年度委員ヲ法文学部学生中ヨリ選挙ス。

使用人二名（女）給料月十五円一人、十三円一人。

部　長　法文学部教授ノ中ヨリ一名部長ニ選バレ其ノ指導ノ任ニ当ル。現在ハ大森教授ナリ。

(ロ)

食堂

学生課所管ニシテ内容次ノ如シ。

1、本学工学部西南隅敷地内ニ左ノ坪数ヲ有スル二階建学生食堂アリ。

建坪　六五坪　延坪　一一五坪　敷地　五一九坪

尚学生集会所内ノ一部建物モ学生食堂トシテ提供ス。

2、経　営　右ノ建物ヲ無償ニシテ商人ニ貸与シ和食定食及洋食一品料理等ヲ廉価ニテ提供セシム、即チ定食ハ切符制度トス。

一ケ月　（三十一日）分　十二円六十銭

一品料理　一皿　十八銭乃至二十銭トス。

3、実績（自昭和七年十二月至同八年十一月）一ケ月売上高

		円
七年十二月	一、五三五・九三	
八年　一月	一、六三一・一六	
二月	二、五一六・二二	
三月	二、一〇三・四五	
四月	一、八三一・七六	
五月	二、六六二・一四	
六月	二、七一三・一一	
七月	九〇二・四三	
八月	三一五・七八	
九月	一、六七九・一九	
十月	二、四〇〇・八五	
十一月	一、九一三・二一	
合　計	二二、二〇五・二二	

4、此外法文学部内法文会共済部経営ノ食堂（法文学部地下室）及工学部内職員食堂附属トシテ簡単ナル学生食堂アルモ大ナルモノニ非ズ。又農学部学生控室ニ食堂アリ持運出張（昼食丈）ヲナセリ。

(ハ)

尚工学部構内ニ売店トシテ小建物ヲ無料貸与シ商人ヲシテ文房具、靴、洋服類ヲ販売セシム。又医学部ヘ同様ノ小文房具売店アリテ前者ハ工学部、後者ハ医学部之ヲ管轄スルモ、商品ノ売価ニ関シテハ学生課之ガ監督ノ任ニ当リ市価ヨリ相当廉価ニテ販売セシム。

八、諸観覧物ニ関スル施設

九、其ノ他ノ施設

ナシ。

記ノ二

共済部及学生消費組合等ニ関スル施設

一、学生消費組合

（共済部ニ関シテハ上記第七項参照）

(一) 本学ニ於ケル学生消費組合ヲ認メザリシモ、昭和九年初頃ヨリ本学内左翼学生間ニ於テソレガ設立計画セラレ京大、東大、早稲田学生消費組合等ノ援助ノ下ニ昭和六年六月二十二日突如本学工学部裏門前ノ借家ヲ借リテ開店セリ。

(二) 之ニ対シ本学ニ於テハ、七月二日評議会ヲ開キテ協議ノ結果、右組合ハ昭和三年五月十日制定ノ「会ニ就テノ手続規程」ニ違反シ、設立シタルモノナリトノ理由ニ依ツテ即日解散ヲ命ジタリ。

(三) 右消費組合ニ関スル諸事項左ノ如シ。

イ、九大学生消費組合定款

一、本組合ハ組合員ノ学業及生計ニ必要ナルモノヲ購入シ、之ニ加工シ又ハ加工セズシテ、又ハ之ヲ生産シテ組合員ニ配給スルコトヲ目的トスル。

二、本組合ハ九大学生消費組合ト称シ其ノ事務所及売店ヲ福岡市外箱崎町工科裏門前ニ置ク。

三、本組合員ハ九大学生、卒業生、教授及其他ノ職員トス。

四、各組合員ノ出資金ハ一口金一円トス。

五、出資金ハ加入申込ト同時ニ全額払込ムモノトス。

六、本組合ハ出資総額ノ三倍ニ達スル迄毎事業年度ノ剰余金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス。

七、組合員自己ノ都合ニヨリ脱退セントスル時ハ、其ノ事業年度ノ六ケ月前ニ其ノ旨通知スルコトヲ要ス。

八、組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ払戻シハ払込済出資金額ヲ限度トス。

九、本組合ノ決算期ハ十月及三月末日トス。

十、本組合ノ取扱フ物品左ノ如シ

洋服、帽子、靴、雑貨、文房具、図書、其他。

十一、総テノ公告ハ本組合ノ事務所及売店ノ掲示場ニ掲示スロ、会員五十名ヲ有シ居タリ。

第五節　大正・昭和戦前期の国際交流と留学生

二五三　ア教授の九大視察

（『福岡日日新聞』一九二二（大正一一）年一二月二五日）

ア教授の九大視察

商品陳列所で書画を縦覧

今夕は門司の歓迎会へ

我が国を去るに望んで福岡に最後の講演を行つたアインスタイン教授は、門司を最終の宿所とする予定であつたが、廿四日に至り日本式の旅宿の経験をも知りたいと云ふ処から予定を変更し、廿四日夜は福岡の講演会を終えて同行の稲垣改造社員と共に福岡市橋口町旅館栄屋に投宿し、同夜六時より改造社の催しにかゝる市内東中洲カフエーポーリスタに於ける関係方面の招待会に臨席したが、今廿五日は九大教授の歓迎会に臨み同大学図書館で講師以上総長教授と午餐を共にし、終つて医学部の代表的研究成績とも云ふべき衛生学教室の宮入教授が発見した日本住血吸虫の研究其中間宿主宮入貝の諸研究及び稲田教授発見のウイルス病研究等を視、更に生理学教室の石原誠教授が遺伝研究のため実験中の金魚及び解剖学教室の遠藤教授によつて研究された犬の骨其他を見、自動車で工学部に向ひ、同学部では桑木教授が嘗てアインスタイン教授と始めて瑞西に会つた時其状況を東京に通信した絵葉書、当時の写真、其他ア博士関係の記念品を見、同大学農学部の田中義麿博士が遺伝研究中の蚕が現在冬蚕として飼育中であるから之をも視、工学部内を一巡して更に自動車で商品陳列所に立寄り県内の各種物産を一覧した後、安河内同商品陳列所長の好意により陳列された福岡市内外有志の所蔵に係る書画の陳列を鑑賞して午後一時五十分博多駅発列車で門司に帰り、同六時から同市の催しにかゝる歓迎会に臨席し、来る廿九日まで門司に滞在する予定で此の間多少の変更はあるやも知れないが、教授が日本を去つた後は支那には向はず従つて北京大学からの招聘をも謝絶して、直に馬尼拉に向ふ筈であると。

〔註〕原本句読点なし。

二五四　留学生後日物語

（『九州大学新聞』第一五六号　一九三六（昭和一一）年一一月六日）

留学生後日物語

張　兆　豊

㊀　はしがき

㊁…負笈東瀛、青松白砂の博多湾に聳え立つ九州帝国大学に、我が中華民国留学生が学びの道にいそしみ、三星霜或ひは四歳月の間言

語風俗習慣食物の不便を忍び異地異郷の日本に在りて艱難険阻変幻多端な大学生活を卒へ、或ひは卒業後も専門学術に切磋琢磨する事数年蛍雪の功空しからず、錦を着て故国に帰り、その後の消息に至つては、全く不明で殆んど未知数ＸＹＺの儘、徒らに一般人士に『知り得ざるものとして』有耶無耶にする事は実に惜い事で、茲に開学二十五周年記念を機会に集められた消息で其の一端を述べ得る事は蓋し興味深々意味長長、当時のクラスメート及び其他の関係者をして思ひ出又は友誼のつらなりと成り得ば筆者望外な喜びである。

一概に留学生と称しても九大開学以来卒業生として本国に活躍する者既に百二十三名の多きに達し最近ニ、三年の事ではあるが専攻生として所定の一部門を特に研究し其の蘊奥を極め得て帰国して勇往邁進する者既に十指に余る。

物語の内容も粗陋簡略、正確を期し得ないものであるから或は読者をして満足せしめ得ないかも知れないが、努めて『依様画胡蘆』の実を挙げたいと思つて居る。

惟ふに九州帝国大学は中華民国とは地理的に一葦帯水の近きにあるのみならず、留学生を遇する事殊に親切、学術を指導する事特に周到、和気藹々の気、学園に充ち充ち他の帝国大学の敢て真似し得べからざる気風あり、誠に宜なる哉、九州帝国大学の留学生中より黎明中華民国を牛耳る偉材傑人の輩出するを見よ！

借問す！日本の識者にしてかゝるより好き半面に注目する者果して幾何ぞ！

二　医　学　部

△…日本は明治維新後、国運隆昌科学急進、就中医学は其の最たる者とか、蓋し欧米先進国の医学の精華を採り、衷心研究、遂に今日の大成をもたらしたのであらう。我が九州帝大に於ても之を裏書するが如く、医学部の歴史最も古く万般の設備も理想に近く、其の内容も充実し、遂に大正二年当時中国の医学尚ほ萌芽時代にあり、瞠若漠然として人後に落ちるを潔しとせず敢然「失之東隅牧之桑榆」の境地に入りこの福博の天地に第一歩を印したのは呉萃蘭及び戈肇敏の両氏にして、実に九大に於ける留学生の先達である。其後毎年少き年は二名、多き年は七名の留学生来り、多士済々、健将雲集、既に医学博士の学位を能く獲ち得た者大正六年よりこの方卒業生三十四名中十名の多きに達し、一意専心学位を得んとする碩学篤学之士尚幾何ぞ！好漢応に自重すべき哉！

医学部に於ては其他専攻生として席を置き所定の研究を終へた者既に四名あり（昭和十一年三月現在）前者の本科卒業と合する時は三十八名の多きに達して居る。

医学博士、医学士達の其の後の発展家、活動家として先づ第一に挙ぐ可きは医学部卒業生中既に北平大学総長の地位におさまつてゐる傑物が居る。誰あらう大正七年卒業の徐誦明（宇軾遊）先生である。聊か九大の誉としても敢て恥しくはあるまい。のみならず其の

御息女徐幼慧女士も父に劣らず目下我が医学部に研究して居る事である。或ひは御孫さんも来るかも知れないとは専ら噂雀の話である。其他医学部長級が一名、国立大学の教授が六名、公共機関の衛生技師長、軍医、或ひは熱帯病研究所副所長が各一名、余の者は大都市、例之南京、北平、上海、広州等の一流の開業医で治療の設備は言ふ迄もなく、のみならず殆んど全部が自家用の自動車を持ちそれが申し合せた様にリンコルンキヤデラツク等の高級車で毎日多数の患者の求めに応じて街道狭しと馳駆する有様は九大の為万丈の気焔を吐き実に当る可かざる者がある。仄聞する所に依れば一ケ月の実収入が何んと五千円以上の者が数名あるとか！民国の社会に於て最上流の生活豪華版を繰ひろげてゐるのが又医学部出身の者である。聞き捨てならぬは北平に居を構へて開業して居る某大先輩の自動車の番号は忘れたが、電話番号が有名な六〇六号とかで、その為かあらぬか非常に名望の高い医者として毎日忙しくてやりきれぬといふ事である。

次に、医学部卒業生の変種として雄たる者は、大正十二年卒業の郭開貞（字沫若）氏であらう。即ち寧ろ郭沫若としてが通りがよく、卒業後は全然毛色の変つた政治畑又は文学畑に於て名を成し其の著『中国古代社会研究』をはじめ『甲骨文字研究』及び『殷周青銅器銘文研究』は洛陽の紙価を高めた事は言ふ迄もない。

三　工　学　部

…遠く俗塵を避け、箱崎の一端幽静渺然たる松林の中に聳え立つ工学部の象牙の塔に終日閉ぢ込もつて勉強した幾多の留学生は今何処！物質文明の為建設に、土木に機械に、鉱山に、綺羅星の如き人材が送り出された事は工業の未だ充分発達し得ざる中華民国に取つては誠に縦横無尽に其の快腕を振ふに好都合な状態である。

工学部の最初の入学者は大正五年の何肇中氏である。其後昭和十一年三月現在迄我等の工学士様は三十七名で其の科が多種多様なので其の活動範囲も亦多岐多端に分れて居る。即ち大学、会社、官衙に奉職し或は省政府の建設事業にたづさはり渾身の努力を払ひ国家施設の為四面八臂の活動を続けてゐるが前途尚尚遼遠の感なきにしもあらず。

先づピカ一として挙ぐべき好運児は見当らないが全部粒がそろつて居る故か、又は地味なエンヂニーヤといふ社会的地位の為かその取捨選択に迷つて居る。尤も土木局長、兵工廠の課長級、技師長級が五名、大学教授が五名、軈て外国人技師の代りとして今後の中華民国工業界の第一線に立つ中堅技師が殆んど全部で工学士の初任給は百八十円が最低と聞く、最近の話であるが大学出の工学士が三百円近くの高給で招聘された者も居るから自分の腕次第、勉強次第では出世が約束されている。尤も仕事が地味だから世間的に知られないが油にまみれて工業報国を目指して一生懸命働いて居る事実は誰しも認めて居る所である。古い先輩の事は扨て措いて昭和九年卒業

の李德銓君、昭和十年卒業の葛翔君共に某省の鉱業開発の重責を負ひ非常に奮闘して居る事は九大の為誠に慶賀に堪へぬ。

四　農　学　部

△…農学部は大正十年に創立され九大各学部中法文学部を除けば歴史の最も浅い学部である。この農学部の留学生の最初の入学生は大正十五年卒業の陳世璨氏外三名で陳氏は目下山東建設庁内に於て枢要な地位を占めその他の三名は農科大学或ひは専門学校の教授として後進の指導に、又農村更生に賢策を献じてゐる。

この学部の留学生は昭和十一年三月現在迄卒業生は十七名で其内の半数は大学教授として日本で習つた各専門学科を続けて研究し、各々学界に於ても羽振りを利かせて居る。

殊に昭和十年卒業の沈學源君は今般南京国立中央大学の教授として招聘され最新日本の農芸化学の紹介に必ずや貢献する所あらん。

其他の半数は各省政府の重要農業の発展、進歩、増産、改良の劃策の為益々前途洋々として活動して居る事は諸氏と共に喜びたい。

最近頓に増えた農学部の専攻生中にも去る七月北平の国立高等農林の教授として赴任した何國模氏あり。氏は白哲痩身風采至つて上がらぬ者であつたが日夜昆虫の研究に没頭した為遂に学者に認められ今日の地位を能く得たと聞く。須らく好漢自重せよ。

五　法文学部

九州帝国大学本部の右側の法文学部は前は山に面し、後は海に望み、外観は白堊の殿堂頗る大理石の美術建築物に似、内容は社会科学の一切を網羅し、その研究室の完備、参考書の豊富は西日本に冠たり。大正十二年創立以来留学生の此処に来りて学ぶ者陸続として絶へず既に昭和三年に三名の第一回卒業生を送り昭和十一年三月迄十星霜に充たざるも卒業生の数に於いても、その質に於ても他の学部の諸先輩に優るとも劣らざる頭脳明晰の学徒雲集し卒業後の活動たるや若冠と笑ふ勿れ、外交に行政に実業界に銀行界に又ヂヤーナリストとして、行くところ可ならざるはなく卒業生にして齢三十五歳を越ゆる者なく其の前途は盛んなりと言はん。

卒業生三十九名の中教育界に走る者最も多く其数十五名でその内十三名迄が国立大学の教授連で中には陸軍大学の教授として活躍する者もあり殆ど三十代の若手だから今後その教育界に於ける活動たるや推して量るべし。教授として待遇は初任給は日本の高等官三等の俸給と大差なく、唯憾むらくは未だ法文学部留学生中より総長学長の出でざるは蓋し年功のせいでもあらう。

其の教授連の名講義名著述は中国に於ても売行甚大、出版業者争つて出版の便宜を与ふるとか、本学部卒業生の著書は中国最大の書店商務印書館の出版にかゝはる者既に汗牛充棟、又その理論の透徹内容の充実、学究態度の真剣、茲に紹介するも敢て無意義な事ではなからう。

次に位する者は政界に俺が天下を唱ふ者十名、実業界四名及其他

となつて居る。

茲に政界に於て覇を称へ得たる者あるを聞くに於ては誠に法文学部の法文学部たる所以なり、誰あらう、昭和七年度法科卒業現南京政府外交部亜細亜司長高宗武氏なり。氏は南京にありてスチユドベーカの自家用を乗り廻して活動し或ひはダグラス機に便乗しては所用を達し上海に成都に広州に廬山に終日終夜、その政務忙殺を極め殊に現在中日国交の立役者として第一線に大活動大活躍、其の責且重且大、南京政府の御大蔣総司令の股肱の臣として唯一無二の日本通である。目下老巧川越大使須磨総領事を相手に平和的折衝に虚々実々の外交戦の檜舞台を一手に引き受け民国四億の民の輿論の代弁者として其の苦心苦衷察するに余るものあり。

其他法文学部の出身者にして外交部の課長の地位につくもの既に三名、成都事件中国調査委員邵毓麟氏は日本科長の地位にあり昭和八年本学出身の経済学士である。其他新進の外交官周薩庠氏は日本語に於ては日本人以上学校成績は殆んど優を以て埋めその頭脳明晰教授をして瞠若感嘆せしめた事は今尚語り草として伝へられて居る。

あの有名な中華民国の女法学士朱毅如女士（昭和十年卒業）は一時江西省立大学教授に赴任せしも健康の為暫らく辞任、目下快癒南京政府立法院編輯処に於て女子立法を専ら編纂中、其他の優秀分子を紹介すべきも紙数に限りあり又物語りとして長きに失する恐れありこの位にしたい。

六　むすび

…上述の如く国家有為の志士仁人を順調に育んで呉れたのは九州帝国大学教授等の指導宜敷きを得又その学識非凡の致す所なれば誠に中華民国の為感謝に堪へぬ。

尚上述の如く九大卒業留学生は全部三十代四十代の青年で医、工、農、法、経、文を問はず帰国後は切実国を思ひ平和を願ひ、各自の職務に勉励し、為に席の暖まる暇なく、東奔西走寧日なく、或ひは表に立ちて国務に奮闘して国民政府を泰山の安きに置く者、或ひは農村更生計画の第一線に活動する者、或ひは富国強兵の策に直接たづさわる者、或ひは教育文化の最高学府たる大学の教授たる者全て一丸となつて黎明民国の為新興民国の為、血みどろとなつて働き続けて居る真の姿を見る時又それが報ひられて非常な効果を収めつゝある時、広く九大卒業生諸氏及在学生諸君に訴へ何卒長い目を以て現在中華民国の姿を見、何とかして起き上らうとする中華民国の努力に対してもう少し同情と助力を送つて貰ひたい。諸氏諸君の同情と助力に依り中華民国が立派な強大国となつた時には其処には数多の九大留学生が第一線に立つて居る事実と照らし合せて引いて嘗つて同じ学園に学びし者の為に努力を払つた事は起き上らうとする者と助けた者との間には一層融然混和する誼がきつと生じて来るに異ひないと確信する。